

予算特別委員会記録	
開 会 年 月 日	平成 2 4 年 3 月 1 3 日
開 議 時 刻	午前 1 0 時 0 0 分
散 会 時 刻	午後 3 時 1 5 分
出 席 委 員 名	◎長田 朗 ○上田修一 野崎隆太 吉井詩子 世古 明
	福井輝夫 中川幸久 杉村定男 工村一三 佐之井久紀
	宿 典泰 中村豊治 中山裕司
	西山則夫 議長
欠 席 委 員 名	
署 名 者	野崎隆太 福井輝夫
担 当 書 記	中野 諭
審 議 議 案	議案第 2 号 平成 2 4 年度伊勢市一般会計予算外 1 1 件一括
説 明 員	市長 副市長 ほかに関係参与

審査の経過並びに概要

午前 10 時、長田委員長開議を宣告し、直ちに会議に入り、審査付託を受けた「議案第 2 号平成 24 年度伊勢市一般会計予算外 11 件一括」を議題とし、款 9 土木費から再開し、歳出、歳入、条文の審査を終え、自由討議を行い、諮ったところ、本日はこの程度で散会し、明 14 日午前 10 時から継続会議を開き、議案第 3 号平成 24 年度伊勢市国民健康保険特別会計から審査を再開することと決定。本日の出席者には開議通知をしないこととし、午後 3 時 15 分に散会した。

審査における質疑等の概要

◎長田委員長

ただいまから予算特別委員会の継続会議を開きます。

出席者は全員でありますので会議は成立いたしております。

会議録署名者は当初決定のとおり、野崎委員、福井委員の御両名にお願いいたします。

それでは議案第 2 号平成 24 年度伊勢市一般会計予算外 11 件を前回に引き続き議題といたします。

予算書 132 ページをお開きください。

款 9 土木費、項 1 土木管理費から審査を行います。

【款 9 土木費】《項 1 土木管理費》項一括 発言なし

《項 2 道路橋梁費》（目 1 道路橋梁総務費） 発言なし

（目 2 道路維持費） 発言なし

（目 3 道路新設改良費）

○福井委員

135 ページの 1（2）道路側溝等改良事業の部分で少しお伺いします。

といいますのは、工事の仕方によりまして、無駄があつてはならないという観点から、ちょっとお伺いしたいと思います。

二見町西の道路側溝の工事で、昨年からやる予定であつたものですが、1 カ月ほど止まっております。なぜかと言いますと、中の埋設の配管が不明であるというようなことだったのですけども、その辺のいきさつについて、ちょっと詳しく教えていただきたいと思うのですが。

●森田一成維持課長

委員お尋ねの件につきましてお答えいたします。

西の側溝につきましては、水道の埋設の関係で止まっていた物件を言っていたいているのかなと思います。

これにつきましては、工事前に調整をさせていただいてはおったんですが、やはり実際に掘ってみ

ないと位置が明確にはならないということがございまして、実際、掘削しましたところ、側溝と同じ位置に埋設物が出てきたということで、ちょっと遅れが生じたものでございます。

以上でございます。

○福井委員

ということは、これは伊勢市と二見が合併する前の二見の給水管の工事だということで、これについては、私も二見町からの者としては、非常に遺憾なことでございます。

今後、伊勢市全体の中で、道路内の埋設配管、給水管とかいろいろありますけれども、その辺を工事したときに、どの位置にどういうふうな配管でやっておるのかということを、図面でちゃんと常に指示してあれば、それが、後からどこに入っておるのかわからん、やってみないとわからんということはないと思いますので、その辺についての今の進め方ですね、例えば、給水管を走らせる場合にどこからどの位置にどう走らせるんだ。障害物があった場合、こういう迂回をしているよ、というような指示というのは図面上で表示して保管かなんかをするような体制になっているんでしょうか。

●維持課長

埋設物につきましては、台帳等で図上では確認できるようにはなっております。

ただ、細かい位置になりますと、やはり掘削をして、工事に入る前に確認をするというようなことをしながら位置決定をさせていただいているような状況でございます。

また、その後の状況につきましては、それぞれの管理者で位置等を残していただくということになります。

以上でございます。

○福井委員

今回、私が聞き及ぶところでは、1度入札をして工事にかかったけれども、試掘したら位置がわからないということで、さらに入札をし直したというようなことを聞いております。

ということは、余分な費用がかかったということになると思いますので、極力、そういうことのないように、今後、図面へ表す場合でも、後から何回も試掘しなくてはいけないということのないような保管の仕方をしていただければと思いますので、今後、そういう格好でよろしく願います。結構です。

○中村委員

この道路新設改良事業についてお尋ねさせていただきたいと思います。

本年度の予算も、5億2,500万強、昨年度の予算も見てみますと5億1,300万と、2年間で約10億円強の予算が道路新設改良事業について計上されておるわけであります。

一昨年と比較しましても、2倍以上の予算が計上されておりまして、当局の生活環境基盤整備なり生活環境の向上への取り組みなり、こういうことが今回の予算編成、昨年の予算編成を見ても、積極的にそういうような動きが見られると、まあこんなふうに私自身整理をさせていただいておるわけがあります。

昨年も、一昨年と比べて倍以上の予算計上をされて、私はこの質問の中で、職員の仕事の量と質へ

の対応についてどうなんですかということで、心配をしてお尋ねをさせていただきましたら、大丈夫だと、十分に対応できると、こういうような返事が昨年も返ってきたと記憶させていただいております。

その中で、特に御答弁の中で、やっぱり市民に喜ばれる施策、さらには、市民に密着した施策、地域バランスを配慮した予算配分等考慮して、今回も予算編成がされたというようなお話もいただいております。合併して、ちょうど7年目を迎えたわけではありますが、特に、いままでずっと議論してきたのは、この地域間格差の問題をどうしていくのだと、ということで、この道路新設改良事業の中でも、いろんな意味で地域間格差の是正というものを積極的に進められると聞いておるわけですが、今日までの実態、どのような整理をされているのか。まず、その点、当局の見解をお聞きたいと思います。

●堀基盤整備課長

道路新設改良費のうちの道路改良事業の分で、私どものほうからお答えさせていただきますと、新年度予算の中で、現在、9路線、継続でさせていただきたいと考えております。その中には、旧伊勢市でございますとか、旧御薮村、旧二見町、旧小俣町、それぞれございます。それと、新規の路線といたしまして、4路線、今回、計上させていただきました。そちらにつきましては、特に、合併前からのいろいろ御要望があったものでございますとか、浸水対策というか、冠水に対する今回地域がございましたので、その辺りの検討もさせていただくということで、13路線あげさせていただいたところでございます。

○中村委員

いずれにしても、積極的にこの地域間格差をできるだけ早急に解消していきたい、こんなことで取り組みが進められるというぐあいに見えてきたわけですが、特に、やっぱり市民生活の安全・安心、こういうことも含めて、当局、今日まで積極的に進めてきていただいておりますが、市民が本当に期待しているのが、やっぱり生活環境の基盤整備であり、社会資本の整備であり、さらには地域間格差をどうしても是正してほしいというような要望が、私は非常に強いと思うんですよ。そういう意味におきまして、この地域間格差の問題を、例えば、合併して7年目を迎えたわけですが、こういう生活環境整備、道路側溝整備、こういうことも含めて、10年間で、本当に地域間格差が解消できるのかどうか。この点、どんなふうにとらまえて、現在、事業を進められておるのか、ちょっとお尋ねさせていただきたいと思います。

●宮田都市整備部長

環境整備ということで、道路側溝等は本当に住民さんからの要望もたくさんございます。

そこで、私のところは効率的にするために、この予算も一昨年の倍をあげてあるわけでございます。

現場へ担当者が行きまして、優先順位をつけまして、効率的にこれからも工事を進めたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○中村委員

今、部長から積極的な発言をいただいたわけですが、特に、やっぱりどこへ行っても地域間

格差の問題がどうしても市民の方から言われるわけであります。

この10年間で、都市整備部でこの問題も含めて、当然プランニングをやりながら、そういう道路改良事業等々を進められておると思うんですけれども、この10年間で果たして一定の成果が生まれてくるかどうかということも含めて、今仕事を進められておると思うんですけれども、10年間でどの辺まで到達できるのか。市民が、本当に満足できるような状況まで行けるのか。例えば、地域間格差とはどのような定義を持ちながら、今、事業が進められているのか。ちょっとお答えいただきたいと思います。

●都市整備部長

今、委員仰せの地域間格差ということもありますけれど、私とこ、先ほど言わせていただいたように、担当者がその都度現場へ行きまして、要望がいっぱいありますので、毎年60ぐらいの要望があります、その中で、20ぐらいしかできないとすると、その中で優先順位をつけまして、工事をしているわけでございます。そしてまた、継続もありますので、1年間では、1つのプロットができませんので、当然、継続は継続として完成させるまではしなければならないということでございますので、新規事業につきましては、優先順位をつけて、地域間格差がより少なくなるように効率的に工事を行ってまいりますので、よろしくお願いします。

○中村委員

やっぱり当然、今、部長がおっしゃられたように大変な要望の中で、職員が御苦労されておるということについては、非常に私も理解させていただいておるんですけれども、特に、市民から当然喜ばれる施策というものについては、当然限りなく永遠に続くと思うんですよ。そういう意味で、今、60本ぐらい、事業についてはやられておるというようなことも含めてお聞きをさせていただいたんですけれども、特に、今、出ましたように、各自治会からの要望、さらには各課の政策課題を含めて、今、積極的に進めていくというような答弁いただきましたので、これからもよろしくお願いいたします、ということで終わっておきたいと思います。

(目4 橋梁維持費) 発言なし

(目5 交通安全施設費) 発言なし

(目6 道路整備事業費)

○杉村委員

この項の(5)中村楠部17—1号線整備事業についてお尋ねいたします。

まず、この事業の目的といいますか、事業概要について説明をお願いいたします。

●基盤整備課長

中村楠部17—1号線の目的、事業概要についてお答えさせていただきます。

内宮周辺の渋滞が顕著になっておりまして、その主な原因といたしましては、宇治浦田交差点への交通の集中がございます。その渋滞を緩和させるためのバイパスルートとして計画をしております。

そのバイパスルートをつくることによりまして、志摩方面への通過交通や五十鈴川右岸の駐車場への円滑な交通分散を図ってまいりたいと考えております。

国道 23 号の近鉄高架から約 100 メートルぐらい南側のところから県道館町通線へつなぐルートで延長といたしましては 170 メートル、幅員が 10.75 メートルで計画している道路でございます。

○杉村委員

渋滞の緩和とそれから志摩方面のバイパスルートとして計画されたということでございますが、計画されて、随分の月日がたっているわけでございますが、今日まで取り組まれてきました経過についてお尋ねしたいと思います。

●基盤整備課長

このルートにつきましては、実は平成 15 年 5 月 4 日にバイパスルートの社会実験を行いました。そのときは、現在の農道を利用いたしまして、農道から一方通行で国道 23 号から今の館町通線へつなぐということをしていただきまして、そのとき国道 23 号の最大の交通している時間帯、12 時ぐらいなんです、そのときに全体として 824 台の交通がございましたが、その約 25% の 204 台がバイパスルートを利用するというような形でかなりの交通の分散化の実績が認められました。

そして、平成 16 年に概略の設計を行いまして、伊勢建設事務所と協議を行うとともに、地元の自治会、一中村町、楠部町一、に御説明にあがりました。

その後、平成 17 年度に国道 23 号の交差点協議も進めまして、その後、市道認定を行ったところでございます。その後、地元へ事業の説明に行きましたところ、実は、御側橋の改築の御要望もそのときいただきました。

その後、平成 19 年ごろについても、地元といろいろとお話する中で、館町通線の農道部分の停車スペースでありますとか、御側橋の事業化を強く求められるというようなことがございまして、そういう御要望いただいている中で、いままで進めてきたというようなところでございます。

○杉村委員

これは以前に、もう実現するのかなと思っていたら、また下火になっていったようなことを認識しておりますが、その経過を踏まえて、現在、どのようなことを対応されているのか。また、現在の進捗状況をお尋ねしたいと思います。

●基盤整備課長

現在の状況でございます。

改めまして、今までなかなか三重県のほうも地元の会議には出ていただいておりませんでした、今年度に入りまして、伊勢建設事務所さんと一緒に地元自治会のほうへ伺い、事業説明会を何度か開催させていただきました。

その中で、地元といたしましては、やっぱり道路をつくった中で、安全対策について一番懸念を持たれておるということで、現在、3 つの大きな要望というか、課題をいただいております。

その 1 つが、まず、御側橋につきましては、歩道用のスペースが確保されておりませんので、車と歩行者の安全性のことを懸念されております。

それと、館町通線につきましては、農作業をされるところもございますので、その辺りの作業車のスペースの確保。

もう1点、県道につきましては、道路ができたところから、館町通線が通学路になっているところがございますので、楠部町につながるところの県道部分への歩行空間、特に、学童のスペースというか、安全なスペースを確保してほしいというようなお話をいただいております。

これらにつきましては、基本的には大きくは館町通線、県道に関する部分でございますので、現在、道路管理者でございます三重県といろいろ協議する中でお願いをしておるところでございます。

それと、去年の12月17日に、知事と市長の1対1対談におきましても、県道館町通線の拡幅と御側橋の架け替えの要望もさせていただいたところでございます。

それと、伊勢商工会議所におかれましては、交通円滑化推進委員会のハード分科会を組織していただきまして、側面からバックアップをいただいておりますというようなところでございます。

○杉村委員

地元の要望が何点か厳しいものもありますし、県がなかなか動いてくれないというような問題もあります。しかし、どうしても渋滞対策では志摩行きのルートを確保するのが、僕は大切な狙いではないかと思っておりますので、今後、精力をあげて実現に向けてがんばっていただきたいと思っております。よろしくお願いします。

《項3 河川費》(目1 河川総務費) 発言なし

(目2 勢田川対策費) 発言なし

(目3 河川維持費) 発言なし

(目4 河川改良費) 発言なし

(目5 排水路維持費) 発言なし

(目6 排水路整備費)

○中川委員

この項で、浸水対策でもらわれている予算だと認識しておるんですけども、去年あたり、この辺いろいろ気になりましたので、会派ですとポンプ場も視察してまいりました。

いわゆる自動式と手動式がありまして、例えば、勢田川のところでいきますと、いわゆる水位が上がるとポンプが回転するということなんです、それは下流であって、上流が満水状態でも下流が満水でない場合もときにはあるみたいなんです。

それで、どうも手動でありますと状況が、伊勢の今の土地を見ていますと、海拔3～4メートルぐらいですから、当然、流れるスピードも遅くなるし、いろんな問題を抱えて、何件か担当課には申し出てありますけれども、私の記憶では、伊勢市内で百三十数箇所、浸水が心配されておると。いろいろと整備がされておりますが、徐々には良くなってきてはおると思うけれども、例えば、私が住んで

いる御菌なんですけれども、介護施設の「みその」というところがありまして、そこに路地があるわけなんですけれども、早めにポンプを回してもらったら、ほとんどつからないという住民の声がありまして、ちょっともう少し管理上で浸水が防げるような気配が伺えますので、何かその辺具体的にチェックされているのかどうか、ちょっとお聞きしたいのですが。

●維持課長

委員お尋ねのポンプ場については、既存のポンプ場の維持管理上のお話だという立場でお答えをさせていただきます。

既存のポンプ場につきましては、確かに自動で運転されるものにつきましては水位によって運転を開始します。ただ、手動で運転するものにつきましてはほとんどのものが地元の方に管理を委託しておりまして、また、そちらにお願いしている状況でございます。

ですので、またそういった状況は運転する方とも調整をしながら、できるだけ早く運転が必要なところについてはそういった調整をさせていただきたいと思います。

よろしくお願いいたします。

○中川委員

例えば、上流の水位と下流の水位、この辺をどうやってチェックしていくんですかね。

いわゆるポンプをより効率よく、ボタンを押すタイミング、浸水を防ぐためのポンプなんですね。そういう目的を達するために、下流だけで管理してもらってもいささか不手際なところがあるのではないかと思います。どうされるのですかね。ちょっと、その辺質問したいのですが。

●維持課長

浸水につきましては、ポンプを回しましても、まだ上流の水が下流まで到達しないという場所も確かにございます。そういうところにつきましては、ポンプ場に至るまでの水路の改良も必要になってこようかと思います。

今のところ、その上流の水位は、特に水計等があるわけではございませんでして、それぞれ目視といたしますが、現場を確認しながら運転をさせていただいているというのが現状でございます。

以上でございます。

○中川委員

最後にします。

要は、上流と中流・下流の水位のチェックをできる状況を、今後、検討課題として承っていただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

●維持課長

上流の水位の状況につきましては、実際は目視等で、そういった大きく差のあるところについては、今後、注視してさせていただきたいと思います。

よろしくお願いいたします。

《項4 港湾海岸費》 項一括

○工村委員

この項でお尋ねいたします。143 ページ、港湾海岸費、2 の海岸事業についてお伺いします。

昨日、福井委員から林業振興費で大枠な御質問がございまして御回答を得ました件でございます。新聞の内容を見てみますと、少しわからないところもございしますので、申しわけございませんが、再度詳細にわたって細かいところでございますが、お聞きしたいと思います。

この中の県営事業ですけど、県で8日に県議会の常任委員会のほうで発表がございました。それが、9日の新聞に記載されております。その中で、堤防の老朽化ということで、東海・東南海・南海の大震災に対して、県が約50年前ですか伊勢湾台風後の堤防を全部調査されたということで、13市町、200カ所の空洞化がみつかったということで、この伊勢地区に対しましては、昨日ちょっと御説明ございましたけれど、19カ所、宇治山田港松下関係に著しい空洞化がみつかったということで、この新聞に掲載されてございます。

昨日、福井委員がお尋ねして、お聞かせいただいたところによりますと、県の担当の箇所、宇治山田港湾、二見のほうの堤防ですけども、現在、予備設計が完了して本設計に入ったというお話を御報告いただきました。

ところが、この県の報告によりますと、とりあえず応急処置をしなければならない40カ所を、新年度は2億円をかけてやると、総工費は4年間約10億円でやるというふうに新聞に掲載されております。

そうしますと、新年度2億円かけて空洞化している40カ所を補修することになりますと、約1カ所平均500万円ぐらいの金額になると思います。実際、二見ヶ浦の堤防に関しましては、茶屋のほうからは今改修工事が始まってございますけれども、あと残りの2,000メートルぐらいのところ果たして500万円ぐらいで修理できるのかという非常に不安がございします。

それで、昨日、御回答いただきました予備設計終了、本設計に入ったということと、県が空洞、ヒビ割れの補修をやるという40カ所、2億円の関係なんですけど、ちゃちゃっと手を入れて500万円ぐらいで修理して終わりなのかどうかという不安がちょっとございましたので、その辺を県に確認をされているでしょうか。お尋ねします。

●高谷都市整備部次長

まず、昨日、福井委員のときに御説明させていただきました施設の緊急対策事業ということで、来年度は40カ所を整備されるということでございますけれども、実は、伊勢市のほうも3カ所予定すると聞いております。

3カ所につきましては、二見の二見中学のところ、ここのところが空洞化があるということで、これを補強すると伺っております。

それで、工村委員から御指摘あったように、復旧してそれで終わりなのかということではございませんで、これはあくまでも緊急的な工事でございます。今、伊勢市には19カ所、緊急的に直すところがあるということで、まず、緊急的に直すところ、24年度は3カ所を直すということで、これは緊急的なものでございます。

それから、今一色のところの海岸侵食対策につきましては、今、予備設計が終わって詳細設計に入っているということで、これにつきましてはこの緊急対策事業とは別個でございます。これは、今、詳細設計に入って、また今後、断面も決定して事業化されていくということで伺っております。

以上です。

○工村委員

そうしますと、この、県の4年間をかけて補修する事業以外に、新しく改築していただくというふうに解釈してよろしいでしょうか。

●都市整備部次長

工村委員御指摘のとおり、全くその緊急対策事業は別個のもので、これを応急的に復旧してそこがまた今後整備計画に入っておるということで、これはまた整備計画として整備されるということでございますので、よろしくお願いします。

○工村委員

日曜日にちょうど東北大震災から1年が過ぎて、あの痛たましい映像を見ましたら、再び脳裏を駆けめぐりました。

実際、ゼロ地帯、大湊も含めて、今一色地区海岸線のところ、また、大淀のほうも皆ゼロ地帯ということでございます。非常に映像を見まして心を打たれるところがございました。

それで、県のほうでどのような考え方で新設を考えていただいているのかということも、今後また教えていただきたいのですけれども、もしわかる範囲、できましたら大湊並みの6メートルぐらいの堤防、今3メートル弱だと思ふのですけれども、それぐらいものを予定されているのかどうかということとはつかんでいるのでしょうか。

●都市整備部次長

今、二見の地区は3,518メートルの工事区間ございます。

現在事業化されているのが、旅館街のところ、二見地区これが758メートルされています。これにつきましては、突堤とか護岸が今、随時継続事業でされています。

今後、今一色の工区が2,760メートルほどありまして、これが今、詳細設計ができて、今後、事業化していくということで、断面については県もやはり3.11のようなこともございましたので、その辺は十分考慮していただいて決定されるだろうということで、今、詳細設計の中で検討されていると思います。

それが決まりましたら、今後、工事に入っていく予定になっております。

以上でございます。

○工村委員

全くのゼロ地帯ということで、水が入ると1カ月、2カ月抜けないということもあると思います。できるだけ、想定外という言葉もございますけれども、あの辺3～4メートルということでございますので、多分それで守られるというふうに確信しておりますので、ぜひそのまま進捗のほう今後ともよろしくお願いいたします。ありがとうございます。

○佐之井委員

私は、この県営事業地元負担金 1,282 万、これ委員長、ちょっと後ろになるのですが街路事業もあるので、私は事業をどうやというのではなしに県営負担金ということで絞って聞きたいんで、よろしいでしょうか。

◎長田委員長

了解しました。

○佐之井委員

事業をどうこうというわけではありません。県営負担金の考え方について、伊勢市の対処の仕方について、ちょっと見解を伺いたいと思います。

御承知のとおり今年も 24 年度の当初予算に土木関係だけで 4,550 万円ぐらいの予算が計上されています。これは、農林関係もたくさんありますが、今ちょっと省きまして、土木関係だけで 4,550 万円ほど地元負担金、県が仕事をやってくれて、県へお支払いする負担金が 4,550 万ほど計上されています。先ほどの、もう審議が終わったのですが、急傾斜の関係も 100 万円ぐらいね。

そこでまずちょっとお聞きしたいのは、予算に占める割合がかなり大きいわけですね、毎年、毎年。これもうどうしても払っていかなければならないということで、制度的に払っていかなければならないということであげるのですが、伊勢市の財政ということから考えますとかなり重い負担になっているのも現実でございます。

また、いろいろ打ち合わせのときがあると思いますが、消極的な意見を言うと県が仕事をしたらんというようなこともあろうかと思いますが、そこら辺も含めてちょっと聞かせてください。

まず、今、委員長に了解を得ましたので、土木関係であがっております 4,550 万円の街路と今の海岸ですね、どれぐらいのパーセントの負担になっているのですか。

●都市整備部次長

御指摘の街路事業、海岸事業の負担割合ですけれども、街路事業が工事費の 6 分の 1、海岸事業が 10 分の 1 でございます。

○佐之井委員

私も、根拠規定を調べさせていただきますと、おおもとは地方財政法第 27 条第 1 項ですね。県が行う経費の一部を受益の限度において市に一部負担を求める、させることができる、ということで、しなさい、ということではないんで、させることができる、こういうふうになっておりますが、あと、道路・港湾関係につきましては、この地財法以外に何か根拠規定があったら教えていただきたい。

●都市整備部次長

先ほどの佐之井委員御指摘の地方財政法、道路法がございますが、その他に海岸法、それから過疎地域活性化特別措置法とか、それから下水道法、といったものがございます。

○佐之井委員

おおもとは地方財政法からきているということでございます。

それで、どういうふうに予算を検証されて、こうやってあげられておるかということでもちょっとお聞きしたいんです。

県が言うてきたなりあげるということではないと思うんですが、そこら辺がちょっとどういうふう
に、まあ、打ち合わせもあると思いますが、予算計上する手続きですね、これ、市が負担すべき金額
というのは、流れとして市の意見を聞くということに法律的になっております。それで、県議会の議
決で定めるとなっておろうかと思いますが、市の意見を聞くということの検証はどうやっているの
ですか。

●都市整備部次長

毎年、県と来年度事業、来年度は24年度になりますが、県単の要望ヒアリングというのがございま
す。それをやりまして、まず、市からこれをやってほしいと。

それで、その後、県とまたヒアリングをしまして、市から県営事業の負担調査ということで照会を
かけます。それから、来年度の事業はこういうものですよということで回答がありまして、それに基
づいて市も予算計上していくというような流れです。

○佐之井委員

もうちょっと聞かせてください。

これ、県ごとに定めるわけですから、たくさんとっているところと全然とっていないところがある
と思うんですが、だいたいに調査したんですけれども私の調査では、愛知県は低いとお
るんです。それで、三重県は全体的にいうと真ん中よりちょっと高いのかなと思うのですが、ここら辺はど
のように把握されていますか。

●都市整備部次長

とりあえず愛知県の事業は調査不足で申しわけございません。

これにつきましては、隔年で県のほうが県営事業の市町村の負担金という実態調査をしておりまし
て、その結果によりますと、三重県につきましてはやや中間から若干上かな、そのような程度で認識
がございます。

○佐之井委員

最後にします。

ちょっと高いと思うんです。岐阜なんか、もっと高いかな。

これですね、県がそれぞれの財政力によって決めるわけですが、これ今もこの港湾で質問も出て
おりましたが、どんどんこれから事業をやっていつてもらおうと思うと、伊勢市の財政自体がどんど
ん持ち出しをしていかならんという状況がございます。

ただ、いろいろ私先ほど申し上げましたように、市の意見を聞いてということと、それから、高等
学校を建てるとか、あるいは、大規模なものだとか広域なものはもうとれないということにだんだん
改善というのかな、そういう地方分権の時代ですから、そういう方向には向いてはおるんですが、ま
だやっぱり市の財政的には大きなウエイトを占めてきているのは事実でございます。

それで、最後にお聞かせ願いたいのは、そういう検証といいますか、県との話し合いといいますか、

今御答弁いただきましたが、そういうことも大事でございますから、それは現実に各事業をどうするか、どんなのが要るのだという打ち合わせがあると思うんですが、県営事業のいわゆる市町村負担金を少しでも軽減をしていただくお願いといいますか、そういう努力は、例えば、伊勢市だけ言ってもこれはなかなかいかんと思うんですが、そこら辺は努力はなされておると思うんですが、その辺の见解を教えてください。

●都市整備部長

いままでも、県に対しまして要望は行ってきました。

その中で、平成 23 年度より県直轄の道路・公園・港湾については負担金がゼロとなっております。これは、今年度からです。

県としては、国の直轄事業というのが西南海岸とか、私どもの今もやってもらっている床上浸水対策特別緊急事業、これの 3 分の 1 の負担ということで、今、床上が 114 億ありますので、38 億の負担を県にさせていただいております。私どもも、要望は当然行っておきますが、そういったことでなかなか難しいとも聞いておりますが、要望はこれからも続けていきます。

以上です。

○佐之井委員

市長、どうか県下の市町の海岸あると思うのですが、こういう問題も積極的に取り上げていただいて、積極的に連携して対応していただきたい。このことをお願いいたしまして終わります。

《項 5 都市計画費》（目 1 都市計画総務費） 発言なし

（目 2 まちづくり推進費） 発言なし

（目 3 都市施設管理費） 発言なし

（目 4 下水道施設管理費） 発言なし

（目 5 街路事業費）

○中川委員

八日市場高向線のところですが、今、買収を進めていただいていると思うんですけども、日赤神田ができて、丸二ホテルの前の従来の道路が非常に渋滞しております。かなりの量がふえていると思うんですけども、この辺の増加がどのくらいになっているのか。まず、ちょっとお聞きしたいのですが。

●基盤整備課長

八日市場高向線の交通量でございます。

昨年 3 月に日赤神田線が開通いたしまして、細かい数字はつかんでおりませんが、増加しておるというような認識は現在持っております。

○中川委員

完成するまでに、27年度ぐらいまでかかるわけですがけれども、実は、今、左右を自動車が通りますと、自転車を通れないです。こんな状態です。実は、この間も、そこ私が市役所へ来る通路ですがけれども、私の前でおばさんがこけてしまいましてややもすると事故になっている可能性、非常に危険度が、通っているたびに危険を感じているのです。

そういう意味では、今、買収した空き地を少し自転車通路にして、道路が完成するまで、工事期間はやむを得んと思うんですよ、少し安全面をみておかないと、ややもするとトラックと自転車ですから、当然、人間が負けると、下手すると死亡災害と、こういうことになりかねない状態だと私は認識しておりますので、何とかこの辺、安全対策ですね、やりようがないのかどうか、ちょっとお聞きしたいのですが。

●基盤整備課長

現在、交通量等が増加しておることですが、特に、買収できたところだけ舗装するとか、自転車通行させるということになりますと、抜けた形で、連続した形での用地確保がまだできていない状況もございます。したがって、現場につきましては、安全対策、特に注視させていただきまして、特に、例えば、路面に支障があるとか、現在の通行に支障があるような場合でございましたら、通常の維持管理の中で対応させていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○中川委員

提起は随分前からさせていただいておりますので、具体的に対策というのはどのように考えておられるのか、報告いただけないでしょうか。

●維持課長

ただいま、ちょっとお話もありましたように、今の状況ですと現道の中で何ができるのかということになってこようかと思います。

ですので、現場の確認させていただいた上で、例えば、道路端のほうに段差があるようでしたら解消させていただくとか、そういったところで努力させていただきたいと、そのように思いますので、よろしくお願いいたします。

○中川委員

申しわけないですけどね、実態をもうちょっとつかんでくださいよ。やっぱり現場は大切です。現場を見たら、右も左もわかる状況が生まれてくると思いますので、私が毎日見ているのと、皆さん方、スポットで見ているのとではえらい違いだと思うので、ちょっとその辺、把握してください。

(目 6 公園費) 発言なし

《項 6 住宅費》 項一括 発言なし

(休憩 午前 10 時 52 分)

(再開 午前 11 時 4 分)

【款 10 消防費】《項 1 消防費》

◎長田委員長

休憩前に引き続き審査を続けます。

152 ページをお開きください。

款 10 消防費、項 1 消防費、目 1 常備消防費の御審査をいただきます

御発言はございませんか。

吉井委員。

○吉井委員

2 月 1 日からドクターヘリの運航が開始されました。市の消防とドクターヘリとの連携が重要であると思いますので質問させていただきます。

このドクターヘリに関しましては、県の事業ですが、市民の方とお話しておりますと、直接呼べるとか、自分ところの前が広いのでそこへ降りてきてもらえとか、誤解をしている方もあって、今回この広報を出していただいたことでそのような誤解は解けたのかなと思ひまして大変喜んでおります、

それでこの広報を読んでみますと伊勢市の臨時離着陸場は 27 カ所が指定されていますと書いてあります。それでこれを読んだだけで、27 カ所とはどこなのかなと思います。また市民の皆さまへのお願いというところで離着陸する際に強い吹き降ろしの風や騒音が発生しますが、御理解をお願いします。また消防職員の指示に従い、離着陸場から離れるなどの御協力をお願いしますと書いてもらっているのですが、やはりこの 27 カ所がどこであるのかわからないままこういうふうに書かれても、ちょっと心構えができないのではないのかなと思いますので、この 27 カ所の公開についてのお考えをお聞かせ願いたいと思います。

●中村総務部参事

どうも御指摘ありがとうございます。ラブリバー公園とか小中学校とか、また他の広い空き地のあるところ、そういうところを指定しております。それというのは、平時からそういう指定をしておくことによって、パイロットがちゅうちょなく離発着をすると、そういうようなところからの指定でございます。今委員御指摘のように今後におきましては啓発のほうをしていきたいと思ひます。

○吉井委員

よろしくお願ひします。私も担当の方から資料をいただいたのですが、学校のグラウンドということもありますので、これは体育の授業を中断とか、そういうこともありますので、教育現場の周知がどうなっているのか教えていただきたいと思ひます。

●竜田消防課長

委員の御指摘の、小中学校を合わせまして 18 カ所を指定してございます。体育の授業、窓を開ける

ような季節というふうなときにドクターヘリの運航によって影響が出てくるかと思っておりますので、改めまして事前に教育委員会を通じまして、学校長へお願いをさせていただいておるところでございますし、実際にドクターヘリがそこを離着陸場として使用するときは、事前に消防本部のほうから連絡いたしますし、消防隊員が、現場へ駆けつけましてグラウンドの散水を行って、砂・ほこり等の舞い上がりを防いだり、現場にいる方の退避をお願いさせていただいたりした上でドクターヘリが着陸するというような手続きになっておりますので、よろしくお願いいたしますと思います。

○吉井委員

これは伊勢市内では三重大医学付属病院からは15分、伊勢赤十字病院からは7分と広報に書いてあります。これは命を救うためには1分でも早くという思いからこのドクターヘリというのはできたこととございますので、着陸するのになるべく早く着陸できるようにという、今おっしゃっていただいたことをお願いしたいと思います。

やはりそのためには、ここは2次避難所ですとかいろいろな看板とかあると思いますが、そのような表示をされるようなお考えがあるのかどうかお聞かせください。

●総務部参事

今のところ看板設置の予定はございません。ただし危険な状態になるということも考えられますが、ヘリのマーク、Hですね、こういうようなものを逆にわかるようにしていくほうがいいのかもかもしれませんので、そのことにつきましては関係部署と相談をさせていただきます。

○吉井委員

最後にいたしますが、学校の運動場とかもヘリが着くようになっておりますので、大災害が起こったときに、避難所になったときに車で押し寄せたりということがあった場合に、その場所を確保しなければならないとか事前にここがヘリの着くところだと、まあめったにないことではあるのですが、それはやっぱり市民の方にしっかりと知っておいていただかないといけないと思いますので、三重県のホームページには、この27カ所が出ているということなので、三重県のホームページというのはなかなか、普通に一般的に、日常的に見ることもないと思いますので、ぜひこれの公開と、それからそういうわかりやすいHのマークとか、そういう周知とかをしっかりとさせていただきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

(目2 非常備消防費) 発言なし

(目3 消防施設費) 発言なし

(目4 水防費) 発言なし

(目5 災害対策費)

○世古委員

このところで4の防災基盤整備事業の備蓄物資整備事業についてちょっと確認をさせていただきます。

平成 24 年度予算で 6,721 万円を計上されておりますけれども、これでどれくらいの備蓄物資というか、保存食を予定されているのか教えてください。

●総務部参事

お答えいたします。まず食料関係ですね、保存用のビスケット 7 千食、アルファ米でおかゆも含めますと約 6 千食、飲料水を 2 万リットルというのが食料関係です。その他で毛布とか、3.11 の状況を職員が直接見てきて、これええわ、便利、必要というものがいくつかございましたので、それらを購入させていただくように考えております。

○世古委員

伊勢市としては、目標というか、これだけは必要という数はどれくらいなのでしょう。

●総務部参事

今の地域防災計画で定めておりますのは、8,011 人、これは今現在の避難者数でありまして、その 3 食 3 日分というところが目標数値となつとります。

○世古委員

8,011 人の 3 食 3 日分ということからすると、今回の食料その他を含めると大体どれくらいの割合になるのでしょうか。

●総務部参事

今既にもう 7 万 2,300、掛け算をするとそうなるわけですが、その数値に、食料関係は到達しております。ただし賞味期限、そういうものがあって若干は次年度においては減ってはまいりますけれども、それ以上に被害想定がふえるということの予想をしておりますので、前倒して備蓄を進めておるとそういう状況でございます。

○世古委員

食料については目標に達しておるとのことですと、平成 24 年度、事業をされるとして、今後も継続されていくことになるのですか。

●総務部参事

被害想定が、まだ確定はしておりませんが、国・県から被害想定が示されます。それは 24 年度中ということを知っておりますので、それを待っておりますと、今大災害が起こったときに間にあいませんので、そのような前倒しの備蓄ということで用意をさせていただきたいと思っております。

○世古委員

そうすると被害想定が国・県から出されたときに見直しとか、確認をされるということと、どこの場所に何がというのは当然管理をされると思うのですが、その辺をちょっと教えてください。

●総務部参事

世古委員さんのおっしゃられるように被害想定が、今よりどれだけの増加になるかわかりませんが、増加になったら分った分、すぐ地域防災計画の備蓄目標を作り変えて、その目標に達するように備蓄をしていくことがまず1点と、備蓄の管理というお話ですね。備蓄の管理につきましては、今データで管理をしております。それで備蓄整理表を作っております、どのような品目のものが、どの倉庫に入っているのか。また賞味期限のあるものは、賞味期限の品目と数量とその期日というものを管理しております。また年1回だけですが、机上だけではなくて、現地、現地というのは倉庫で44カ所あるのですが、そちらへ出向きまして、その内容を目で見ると、そういうふうな管理をしております。

◎長田委員長

他に御発言はございませんか・・・吉井委員。

○吉井委員

155ページの防災対策事業と防災基盤整備事業と大きなくくりで防災ということに関しまして、お聞きしたいと思います。

まず地域防災力向上支援事業のところですが、ここの説明のところにも、災害対策研修というところで、さまざま研修をされるということもここに書いてもらっております。

例えば図上訓練とかは前もされて、これは国民保護計画のほうでされたとお聞きしております、今HUGとかDIGとかいろいろありまして、HUGというのが、ハグをすること、抱きしめることですが、避難所運営ゲームというのでありまして、三重県の地震対策室のほうで一生懸命普及に励んでおられます。この避難所運営ゲームというのは、こういう机の上で、自分達で図上訓練を行うわけですが、次から次へとさまざまな状況が出てきて、犬を連れた人が来たとか、ちょっと鬱の人が見えたとか、外国人のバス旅行のバスが止めてくれと言ってきたとか、どんどん次から次へといろいろな状況が起こってきて、それに対してリーダーが1人降りまして、グループにわかれてするのですが、バッ、バッとやっていくという、それを市民のグループで、ちょっと私も経験をさせてもらったのですが、始めは何のことかわからなくて消去的だったかたが、じゃあ、その人はここへ行ってもらおうとかいうふうに本当に避難所を運営しているような気持ちになって、どんどんとやってみえたわけです。最後に感想を言うのですが、これには正解はありませんので、感想を言ってもらったときに、今このゲームをただでパニックになったのだから、本当のときはすごくパニックになるだろうなということを感じたというようなことも言われましたので、このような実際に、三重県のほうでも一生懸命進めておりますので、このような訓練について、地域におきましても、まず職員の方でやっていただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

●総務部参事

DIGにつきましては、簡易型の災害図上訓練のことでございます。これについては、先ほど委員が御紹介いただきましたように、災害と国民保護の事案は違いますが、今年度県と合同で、市のほうの会場と、県のほうの会場にわかれて実施したところでございます。

それとHUGにつきましては、御紹介ありました避難所の運営図上訓練でございます。その訓練に

つきましては、我々の気持ちとしましては、職員ではなく、自主防災隊さん、それと自治会さんにやっていただくのが、一番効果的ではないかなということで、これも昨年アリーナの会場を使わせていただきまして行わせていただきました。

今後、そういうDIG、HUGの訓練を行っていくのかということですが、この訓練につきましては、やはり自治会の皆さん方の理解をいただきながらぜひ積極的には取り組ませていただきたいと考えおります。DIGのほうですが、これにつきましても職員、課題を持ってやるべきだと思いますので、この課題を見つけて、取り組みをやっていくということになろうかと思いますが、24年度は、この国民保護の訓練、実はDIGを行いましたのち、24年度は実働訓練を、この図上訓練に基づいて実働訓練をやることになっておりますので、そちらのほうの予定はございません。

○吉井委員

HUGのほうですが、県でやってもらったのは一般的な体育館という形ですので、実際に自治区ですとか、自主防災隊のほうで自分ところの小学校なり、自分ところの避難所の配置をおいて、ここへ備蓄物資をもってきてもらわないかんからここは開けておきましょうとか、実際に図面でやったほうがいいので、私も実際に自治区とかでやっていただくのが好ましいのかなと思いますので、またその啓発のほうもよろしくお願いします。

それで今も避難所というお話も出たのですが、福祉避難所の備蓄物資でありますとか、いろいろここにも書いてあるのですが、まず仮設トイレですが、やはり仮設トイレというのは、健常者を中心とされて考えております。今、伊勢市におきましては、この間も質問がありましたが、障がいの関係のオストメイトをものすごく積極的に進めてもらっているところで感謝しております。仮設トイレにおきましても、オストメイトの専用トイレというものがございまして、そのようなこともこれから検討していかなければならない時代になってきたのかなと思いますが、そこら辺のお考えをお聞きしたいと思います。

●総務部参事

御意見どうもありがとうございます。私ども危機管理では車いす対応の仮設トイレを36校へ2基ずつ備蓄しております。オストメイトにつきましては、先ほど委員おっしゃられましたように各避難所となっている施設へオストメイトの設備、これを基本的には、たくさんつけていくというような、そういう考えで関係部署も今取り組んでいただいております。まずはそういうオストメイトのある避難所の情報を積極的に啓発させていただきたいと思っております。

それとオストメイト用の仮設トイレでございますが、どこまで、災害時に本当に使えるのかというところ、水もない、お湯もない、そういうところでの情報を・・・、まだ私勉強不足で申しわけございませんが、そういうものも購入する際にはきちっと使えるものでなければなりませんので、勉強させていただきたいと思います。

○吉井委員

オストメイトのほうも、また研究をしていただきまして、それからせつかくオストメイトについては、伊勢市は大変進んでおりますので、そういうマップなども作っていただき、それから今おっしゃった車いすタイプのトイレがあるところですか、どこにそういうものがあるのかというのをわかり

やすいようにしていただければいいかなと思います。

最後にちょっとお聞きします。3.11 から1年たちました。伊勢市では被災者の方の受け入れとか、そういうことをたくさんしてまいりました。今回そういう東日本大震災の被災者の方に関しての予算というのはここにはあがってないように見受けられますが、がれきの処理について、昨日も北九州市議会で受け入れを市に要請する決議を採択された。島田市でも15日に正式に表明するというように、最近マスコミでよく言われております。この考え方だけで結構ですので、現時点の考え方をちょっとお聞かせ願いたいのですが、よろしいでしょうか。

●鈴木市長

ただいま東日本大震災に関するお問い合わせをいただきました。まず被災者支援のことです。が、具体的な予算措置、予算書には出てきてはおりませんが、例えば公営住宅の利用料だとか、保育所や学校等々の費用に関して減免をするなどして、受け入れのお手伝いをさせていただいております。

ただいまのがれき処理のことについてお尋ねをいただきました。このことに関しまして、我々伊勢広域ということで、玉城町さん、明和町さん、度会町さんの1市3町で広域の施設を運営させていただいております。その中でがれき処理のことについていろいろと議論させていただきました。結果として、現在の状況としましては、環境省の説明にあるがれき処理の安全性、住民合意、こういったことについてまだまだ不備な点が多いであろうと。こういった状況で受け入れた場合に、がれきを燃やした後の処理をどうするだとか、そういった具体的なことがまだまだ全然明確になっていない部分がありまして、住民の安全性が担保されない以上は、受け入れは難しいだろうということで一定の結論を見出させていただいているところでございます。

◎長田委員長

他に御発言はございませんか・・・福井委員。

○福井委員

157ページの4の防災基盤整備事業の(4)避難所等整備事業についてお伺いします。これは予算事業概要書によりますと平成23年10月に県が公表した津波浸水予測図によりましての事業、それによって津波被害に対する事業ということでございます。

それで3月9日に県から確定版というのが出ております。これをざっと見てみますと、浸水の深さをわかりやすく、シンプルにするためのということで、基本的な深さはあんまり変わっていないように思いますが、今回も確定版による影響というか、そういうものはないと考えてよろしいですか。

●総務部参事

結論から申し上げますと速報版とほぼ変わらないということで、少しは・・・、安心はできませんが、よかったなというような印象です。

○福井委員

その上でちょっとお聞きします。今回予算としまして、1億3,800万円近く計上されております。その中で浸水予測図によって20校の小中学校で津波の浸水が予測される区域になったというように書い

てございます。そして今回事業としてあげている中で校舎の外付け階段の設置及び屋上フェンス設置が13校、地震自動解除鍵ボックスが4校、外付け階段への照明が15校ということで、先ほど浸水予測図では20校の津波の浸水が予測されるという中で、13校の外付け階段等ということは、あとの7校についてはどういう考えなのかちょっとお伺いします。

●総務部参事

福井委員も御承知かと思いますが、二見の両小学校ですね、こちらには2個つけてございます。あとの5校については、まず津波浸水深が1メートル未満のところは3校ございます。そこについては、外付け階段まではいかないだろうと。高い建物ですので、そちらのほうへ避難すれば大丈夫だろうというようなところですね。それと陸屋根があるところには避難ができるのですが、勾配屋根というところがございまして、そちらのほうの学校にはつけられないというような整理でございます。

○福井委員

そうしますと勾配屋根の部分は、避難階段はつけられないということになるわけでしょうが、そこは建物に避難すればことが足りると考えているのでしょうか。

●総務部参事

そういう学校があります。そこには3階へあがっていただくというふうに整理をしております。

○福井委員

3階へあがれば津波の浸水部分については、まあいいだろうということですね。今の県の出してきた津波の深さからいけば安全が担保されるというふうなことで了解しました。その中で、校舎に外付け階段等をつけたりしますが、外付け階段の位置がここですよというのが一目瞭然でわかるのか。例えば校舎の裏側とか、外から見てすぐわかる位置であればいいのですが、それがわからないようなときに、地元の人でしょっちゅうそこを見ている人はいいんでしょうが、たまたま近くをとおりがかった人が津波で緊急に逃げなくちゃなんというときにどこに階段があるのかわからないというようなことだと、助かるものも助からないということになると思いますので、そういう場合の表示、看板とかですね、その場所に行ってわかるようなものをつくる考えはあるのでしょうか。

●総務部参事

委員仰せのように、案内看板の設置をしていく考えをもっております。

○福井委員

ありがとうございます。その辺はそうしていただくと助かります。

それで避難階段に関しまして、地震自動解除鍵ボックスというのが4校あがっております。屋上まで階段がある場合ですね、だれでも自由に、常に入れるということになりますと、防犯上の面とか、青少年健全育成の問題とかそういう面である程度通常は規制をしておかなければならないというのは私も実感しております。そういう上での地震自動解除鍵ボックスということだと思いますが、4校だけですけども、それ以外の学校についてはどういような対策をされているのでしょうか。

●総務部参事

まずこの4校につけさせていただく感知式の鍵ボックスについては、先ほど申し上げましたようなゼロから1メートル、そういうようなところで屋上へあがらなくても済むようなところを中心にして、この感知式の鍵ボックスをつけております。それは、正面玄関のガラスを割らずに済むように感知式の鍵ボックスを設置するということです。万が一感知式鍵ボックスが開かなかったというようなケースも考えられますので、そういうところにおきましては、侵入工具の設置を19校ですが、つけていくように考えております。

それと防犯面の御指摘がございました。防犯面、二見のほう、それと今一色のほうにも避難タワーがついてございますように、そちらのほうには、今ちょっと検討中ですが、石膏ボードの、割って入っていくような、そういう簡易的な扉を考えております。それで防犯のこともございますので、そういうところのドアのところには、照明、電気ですね、これをつけさせていただいて、その照明によって防犯の抑止効果を図っていきたいなと考えております。

○福井委員

ありがとうございます。いろいろと配慮いただいていることはわかりました。ただし私も実際に経験をしておるのですが、青少年指導員という立場からいきますと、私の二見町西区の建物にも避難階段が二見町の代からつけられていて非常に助かっておりますが、夜中に青少年の人が例えば5、6人真夜中にあがって、上で何か食べ物を食べていたとか、知らないうちに上がごみだらけになっておったとか、そういうことが頻繁にあった時期がございます。それで真夜中に上のほうで何か声が聞こえるというので、私のほうへ電話がかかってきたりとかいうこともございまして、それで懐中電灯をもってあがっていくと上のほうに3人ぐらいいて、何か話をしており、そこで「今何時やと思うんや」と「こんな時間やで帰らないかんやろ」ということで戒めました。あがっていた人は結構素直だったので、ああすいませんでした、お休みなさいと言って帰ってくれましたけれども、そういう面で青少年の環境のことを考えますといつでもあがれる状態になっておる。特に屋上ですと外から見えにくいということで、何か知らないうちにたまり場になってしまうというような恐れもございます。そういう面を防止するには、普段は何らかの対策をしていく必要があると考えております、だからそのことがあって以来、私たちのところの屋外階段がつけてあるところには一応鍵をつけさせていただいて、その鍵は、隣のところ、役員が常にこられるような状態にしてありますので、役員が来た場合、だれが来てもあけられるようにしてあります。何らかの対策をしていかないと、どこかの学校でも同じようなことが起こると思いますので、そういう鍵の問題ですね、自動にするのか、例えば地元の区長さんや、役員さんがここに鍵があるよというのですぐにあけられる状態にするとか、そういうことの対策をとって欲しいのですが、その辺についていかがでしょうか。

●総務部参事

おっしゃられましたような鍵のことについては、そのようにさせていただくように考えております。それと一番大事なことは、そこへ津波が来たときに避難する場所なんだというようなところを自治会の皆さん全部が逃げるわけじゃないですが、これは、高齢者とか、逃げ遅れた人とか、そういう方がそこへ逃げる施設であるという、そういう啓発が非常に大事かと思っております。そういうことをみ

んなが認識していただくことによって、そういういたずら事件がなくなるというふうにしていきいたいと思っておりますので、その辺りしっかり啓発させていただきたいと思います。

○福井委員

最後にもうひとつ伺います。この民間委託という、この概要書の中で公共施設の整備を進めるだけでなく、ホテルや民間施設等を津波避難ビル等に指定し、被害の軽減を図るというふうに書いてございます。もう既に何ヵ所かで契約を結んでいただいております。その場合に、また先ほどとも関係してくるのですが、その建物の近くにですね、だれが来ても、ここが避難ビルなんだなというのがわかるような表示ですね、ハザードマップかなんかに、ここは、こういうところに避難場所があるというだけでなくその建物の近くに何かの表示をしていただければ、例えば津波がとか、地震が今から10年ぐらい起こらなかったとした場合、やはり何も無い状態がずっと続きますと、そういうハザードマップがどこやったかというのも結構忘れてしまう人も多いと思います。そういう面では建物の近くを見たときにこちらに避難ビルがあるんだなというようにわかるような表示が必要ではないかと思いますが、それについてのお考えがございましたらお願いします。

●総務部参事

今のお話をお聞かせいただいて必要という認識はこれまでもしておったのですが、地域の人があるところへ避難するわけですので、防災の訓練とかでは、必ずここはこういう場所なんだよというようなところを認識してもらうことが1つと、今福井委員さんがおっしゃられましたように、何らかの表示、これは必要と考えるので、どんなものになるかわかりませんが、すぐに検討させていただきたいと思っています。

◎長田委員長

他に御発言はございませんか・・・杉村委員。

○杉村委員

この9番ですね、避難対策事業についての事業説明をお願いします。

●総務部参事

まず、この事業の概要でございますが、避難訓練をやりたいと思っております。その訓練費用、それとハザードマップにかかる費用、それと避難所の策定をしておりますので、それを次年度でまとめることになっておりますので、その委託事業、それと最後に標高表示板の設置をしていくという事業でございます。

○杉村委員

ハザードマップとか避難訓練は別といたしまして、現在海岸近くのまちではどこへ避難すればいいのか非常にみんな迷っているところでございます。この避難場所の設定については、自治会のウエイトが大きいと思いますが、自治会におきましてどこへ逃げたら安全なのかという判断が非常にしにくいところがございます。

それでこの避難所の検討を委託していくというようなことでありますが、なるべく早い時期に、安全なところの指定まで求めるわけではないですが、そういうところの周知をしていただきたいと思います。そこら辺の考えは。

●総務部参事

特に沿岸部の方については、今委員がおっしゃられたようなことは私も認識しております。私はいつも思うんですが、より高く、より遠くへというようなことが、もうこれは旧の市町村合併をする以前から、皆さんにハザードマップをつくって各戸配付をさせていただいたその図面の1ページ目、表紙にそのようにも書いてございますので、基本はより高いところ、より遠いところということになります。それでいつも皆さん方に意見をいただくのは、それでは要援護者の方はどうするのかというようなところも皆さん方非常に心配されます。その方につきましては、地域の皆さん方で、避難を、近くの高いところへ避難していただくというふうなことになります。

それと、周知というお話、意見をいただきました。本来ですね、自治会、もうひとつ言うと世帯、さらにいうと個人、一人一人ですね、また1世帯、1世帯、また地域によって避難ルートとか避難場所が違う可能性が非常に出てくることは大きいです。例えばひとつの自治会でも避難ルートは違うし、避難場所も違います。そういうことからいたしますと、必ず例えば1人避難訓練、世帯避難訓練、地域での避難訓練、こういうものをぜひ今後ともだんだんやっていただける自治会も多くなってまいりましたけれども、まだまだ不足しておりますので、そういう取り組みをぜひやっていただいて、自分で避難所を決めるんだと、自分で避難ルートを決めるんだと、そういうところで取り組んでいただきたいと思います。

それで議員がおっしゃられますように、津波の緊急避難場所については早急に、今検討して、例えば二見なら戦国時代村さんとか指定をしておりましたけれども、この避難所の見直しと同時に、そういう津波の緊急避難場所についても検討を進めているところでございますので、それが出来上がりましたら周知をしていただきたいと思いますけれども、それができるまでもなく住民の方、ひとりひとり、皆さん方で、ここへ逃げる、世帯でここへ逃げるとそういうふうに取り組んでもらいたいと思っております。

◎長田委員長

簡潔に御答弁いただきたいと思います。

はい、杉村委員。

○杉村委員

自治会の判断と行政が専門家に頼んで安全を確保していく判断、そこら辺を早急に、いつくるかわからない災害に対して、早急な判断を求めていると思います。

◎長田委員長

他にないようでございますので、款10消防費を終わります。

暫時休憩いたします。

(休憩 午前 11 時 49 分)

(再開 午後 0 時 59 分)

◎長田委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。予算書 158 ページをお開きください。款 11 教育費、項 1 教育総務費、目 1 教育委員会費の御審査をいただきます。

御発言はありませんか。

【款 11 教育費】《項 1 教育総務費》(目 1 教育委員会費) 発言なし

(目 2 事務局費)

○工村委員

事務局費、69 ページ、この中の 3 の 10、今回新しくできました中小学校適正規模化・適正配置についてお伺いいたします。

教育委員会が今年の 2 月くらいから各地を回っていろいろと説明と御理解をとということで回っていただいておりますけれども、教育委員会として保護者や住民の皆様と十分な合意形成を図るということで理解させていただいております。とりあえず回っていただいた現状の御報告をお願いしたいと思います。

●辻教育総務課長

ただいまの小中学校適正規模化・適正配置に係る御質問にお答えをさせていただきます。

先ほどおっしゃられましたように、私も、この適正規模化・適正配置を進めるにあたりまして、これまで住民の皆さんと意見交換をさせていただいた。あるいは、基本計画案というものを策定させていただいておりますが、その内容について御説明をしたいということで、これまでに、この取り組みに対する御理解を求めてきたところでございます。

この計画案というものをつくる以前にも関係の皆様、教育委員会のほうから骨子案というものをつくりながら、統合の対象となる学校の P T A の役員さん、それから自治会とか、あるいはその地域にお住まいの幼稚園・保育所に子供さんを通わせている保護者の方ともお話をさせていただいて、先にお示しをしました、基本計画案のほうを策定させていただいたところでございます。

この基本計画案につきましても今年の 12 月 20 日から、2 月 7 日にかけて、23 の小学校区で説明をさせていただきました。その結果 338 人という参加者でございました。私も関心をもう少しお持ちなのかなと思っておったわけですが、意外とお越しいただいた方が少なかった。ただしその中でも統合の対象になってみえる学区のほうがたくさんの方にお越しをいただきました。

当初このことに関しまして、反対をおっしゃってみえた方も、前回の説明会の中では、東日本大震災のあのような状況をみて、子供たちの安全安心も考えた上での規模の適正化・適正配置ということであれば、それは納得いたしますというような御意見等もいただいております。

ただ、地域によっては、地域との地区との結びつきということでなかなかまだ御理解がいただけないというところもあります。総じて私の説明会を行った感覚でございますが、御理解いただきつつあるのではないかなというふうに感じております。以上でございます。

○工村委員

この小学校の適正配置化、統廃合の問題に関しましては、教育面だけではなく、地域のコミュニティの問題、あるいは防災の問題等にいろいろと関わってくる。町をあげての、地域の中の非常に複雑な問題があると解釈しております。

先の教育民生委員協議会におかれましては、先輩方、いろんなお話があり、いろんな話もいただいておりますけれども、最初、その中で非常に地域コミュニティに対して危機感をもっている地域がございます。今一色小学校におきましては、第1期の平成24年から28年の統廃合という形で位置づけられております。そのために、PTA並びに地域の役員が地域に入ったり、あるいはPTAをまとめたりと随分御努力をしておることは確かです。

特に去年の12月にPTAが防災の関係もございましてアンケートをとられていただいたところ、約75%の保護者の方が、統廃合に反対という意思をお答えしております

それから、去年の暮れには、地域の有志、ほとんど地域の代表者に近い方たちが、地域を守るんだということで、自主的にある組織をつくりまして、今現在地域の意見を聞いて、各個人に一軒ごとに聞いてございますが、まだまとめてはございませんが、非常に量の多い地域の意見が出されております。

これは、ここの地域は昔から・・・、生活共同組合とか郵便局とか、まあひとつの本当のコミュニティ、まちとして年寄りを大事に、子供を大事にするようなまちでございます。

そういうところですので、こういうふうなたくさんの統廃合に対する意見が出てきたのだと思います。近いうちにまとめて市のほうに御報告すると思いますけれども、私としては、できましたら時間をかけて積極的にいってほしいというふうに・・・、お互いがいい方向に進んでいっていただけるように御尽力を、教育委員会だけではなく、市全体として取り組んでいただきたいと思います。市長、その辺でもしよかったらお答え願いたいと思います。

●鈴木市長

小学校・中学校の適正規模化につきましては、地元の皆さまの御理解御協力があって進められるものというふうに感じております。

ただ、先ほどの答弁にもありました、また議員からも仰せがあったように地域によりましては、これまでの歴史文化等を踏まえながらの課題であろうかと思っておりますので、私も一生懸命現場に入りながら御理解をいただけるようにがんばっていききたいと思います。

○工村委員

その地域、その地域によっていろんな形がありますのでひとつよろしくお願ひしたいと思います。

◎長田委員長

他に御発言はございませんか。

中村委員。

○中村委員

4の奨学金育英事業について、数点お尋ねさせていただきたいと思います。

この奨学金育英事業につきましては、大変この不景気の中で、市民の方も非常に期待をされておる事業であると私自身思っておるわけであります。

今回の予算計上をみた場合、昨年とほぼ同額程度の 680 万円程度が計上されておるわけでありますが、平成 24 年度の推定応募人員ですね、高校・大学についてどのような形でこの予算が計上をされておるのか、冒頭確認をさせていただきたいと思います。

●教育総務課長

予算計上の仕分けということで御説明させていただきたいと思います、

本奨学金育英事業につきましては、大学生の方、それから短大及び高校生の皆さんを対象としております、

大学生につきましては基金のほうから取り崩しとか財源を充てて行わせていただいております、高校生の奨学金に対しましては、これは一般財源ということでいずれもこれは給付型の奨学金でございます、

今年度の予算の内容でございますが、大学生については、15 人、これは月 1 万円の給付になりますが 15 人、それから私立の高校生、こちらのほうは 55 人、公立高校の、額は若干異なっておりますので、公立高校のほうも 16 人ということで計 681 万 6 千円ということで計上させていただいております、

○中村委員

大学が 15 名程度、高校が 55 名ですか・・・、

●教育総務課長

高校のほうは私立と公立によって区分させていただいております、私立が年額 7 万 2 千円、公立高校 6 万 6 千円ということで、私立のほう 55 人、公立のほう 16 人ということでございます、

○中村委員

昨年ですね、実績につきましては、もう既に御案内のように高校生が 51 名、大学生が 12 名ということで報告をいただいております、

今御説明いただきましたように一般財源で高校生を支援する、伊勢市の教育育成基金で大学生等を支援するというぐあいになっておるわけであります、

これも昭和 44 年からスタートいたしまして、ちょうど 45 年以上経過をしております、約 2,500 名以上の生徒が大変お世話になっておることについても報告をいただいております、昨年、この育英基金が枯渇をいたしまして、大学生の応募者の期待にこたえられなかったと、こんなようなことで、大変大学生の方も制度に入れないということで残念がっておったということについても記憶をしておるわけであります、

この議論の中で、育英基金が枯渇をしておるというようなことでの対応策というようなことで、奨学金を受けられた方の追跡調査を行い、この奨学金制度の効果を検証するとか、さらには人材の育成をしていくというようなことも含めて、その目的が本当に達成されておるのかどうかということも含めて、追跡調査を行っていくということを昨年も御報告をいただいたのですが、どのような実態です

か、ちょっと報告をいただきたいと思います、

●教育総務課長

先ほど今回御指摘をいただいた件でございますが、前回そういった御指摘を頂戴しておりました、私どもまだ現実的には着手をさせていただいておりませんが、準備のほうを現在させて一年度末になっておりますが一らせていただいておりますのでございます、

枯渇ということにつきましては、これはいろんなところに、広報でも呼びかけをさせていただいておりますし、いろんな場所でチラシをつくって、この前ですと商工会議所さんの総会にも、そのチラシをお配りさせていただいて呼び掛けもさせていただきました、

今年度、いろいろそういった取り組みもあってだと思えますが、現時点で 133 万円ほどの寄付のお申し込みをいただいております、
今後もこういった取り組みを続けていって、この大学生の奨学金を続けていけるように取り組んでまいりたいと思います、

○中村委員

特にこの大学生等の支援ですが、育英金が枯渇をしてきておるといようなことも含めて、今 133 万円の寄付があったということも御報告いただいたわけでありましたが、いずれにいたしましても昨年度が、10 名、ことしが 15 名ということで、昨年度の大学生の応募者が 40 数名だったと思うのですが、そういう意味では対応しきれていない、このようなことで判断できるわけですが、育英基金が枯渇をしてきておるといようなことも含めて、当時 2,500 名の O B の方にも御支援をいただくといようなことのお話があったといように思っておりますが、この追跡調査を含めて、O B の方への依頼等を含めて現在されておるのか、ちょっと取り組みを教えてくださいたいと思います。

●教育総務課長

先ほど申し上げましたように、その取り組みが遅れておるところでございますが、対象者について今洗い出しといいますか、住所等の確認をさせていただいて、準備をしているところでございます。ただし、2,538 名、23 年度末までに支給をさせていただいておりますが、若干書類等の保存年限等の関係で古くまではさかのぼれませんが、私どもが可能な範囲で皆様方のそういう情報を集めまして御依頼等させていただきたいと存じます。

なお、今年度御寄付をいただいたお一人の中にはこの奨学金制度をお受けいただいて、既に定年等で退職をされたような方でございましたが、これを受けて学校でお世話になりましたのでということで、寄付のお申し出もいただいております。そういったことも御披露させていただきたいと思います。

○中村委員

最後にさせていただきます。特に平成 23 年度でアンケートを実施するとかですね、今お話いただいたように O B の方にも依頼をしていくとか、そういうようなことの取り組みを平成 23 年度でやっていくといのように前回御報告をいただいておりますけれども、ぜひそういう意味では、育英基金の問題も含めて今大変厳しい状況というのは理解できるのですが、精力的に努力をしていただきたいということで終わっておきたいと思います。

(目 3 教育研究所費) 発言なし

(目 4 人権教育費)

○野崎委員

この人権のところの予算で2件ほど質問をさせていただきたいと思います。

まず1点目についてですが、この人権の政策全体の考え方ということで、12の人権課題というのが、教育委員会のほうから出ておりますので、その中でちょっと数点お伺いさせていただきます。

まず1点目としてですが、この中に12の人権課題と数多くある中で外国人の問題というのがあります。この間ちょっと指摘をさせていただいたのですが、外国人の差別に関する由来というものが政府見解と違う部分があるということのお話を私させていただいたのですが、その後、その部分に関してはどのようにお考えでしょうか。

●世古口生涯学習・スポーツ課副参事

私どももこれ実は3月末にこれを取りやめることになっていたものです。

国の方針、国の記述、三重県の人権教育基本方針、それに従いまして、そのような形で教育のほうを進めていきたいと考えております。

○野崎委員

すいません、僕がもう少し具体的に言うべきでした。

具体的に言いますと在日の韓国人、朝鮮人の由来の歴史というところについての話ですが、伊勢市の記述では戦時徴用者が多かったというような話があったのですが、国の公式見解では、戦時徴用者は多数ではないというような見解でしたので、その違いですが、1点ちょっと先に教育委員会の方に苦言を呈させていただきたいと思うのですが、先月20日に市民団体の方に公民、歴史の教科書に関して申し入れがあったかと思いますが、公開質問状に関して。これは歴史認識に基づくものの市民との見解の相違だと思いますが、今の時点で市民は、多くとは言いませんが、かなり教育委員会の行っている社会教育、人権教育に対して疑義をもっている、疑いの目で見ているということだけは少し認識をいただきたいと思います。

このように国の公式見解と違うことが平気でホームページに載っていることが私はその一環だと思っておりますので、その辺りは少し慎重になっていただきたいと思います。

もう1点、少し質問をさせていただきます。同じ教育の予算のものです。今回この予算の説明書の中を見ましても、数点同和という言葉が出てきております。国・県の同和行政の終結の宣言なんかがもう既に出ておまして、各基礎自治体においても他の自治体では既に終結の方向に向かって進んでおるように聞いておりますが、伊勢市では今どのようにお考えでしょうか。

●田辺人権政策課長

同和問題の収束宣言でございます。各自治体のほうでいくつか宣言をされているところがみえると聞いております。伊勢市ではこの問題をハード面で法の執行後、一般対策で行ってまいりました。しかし差別を受けた方は、お見えになります。また心に深く傷を負ってみえる方が市民の中にはお見え

だということで、人権問題に取り組んでいただいている人権施策推進協議会あるいは、人権施策の審議会に御相談申し上げていきたい。また、先に取り組んでみえる自治体もありますので、調査・研究をしていきたいと思います。

○野崎委員

この同和問題というのは、過去においてさまざまな経緯があり、私の知らない時代にはなと思うのですが、過去にさまざまな問題があったことは認識をさせていただいております。しかしながら私、少なくとも私の世代においては、同和問題というのは非常になじみが逆に薄い問題でもあります。それはなぜかといいますと、人口移動なんかもかなり進んでおりまして、県外・県内、市内・市外を問わず、下手をすると海外までそれぞれの人口移動が進む時代ですので、例えば特別な地区を指して、同和どうのこうのというような話をするのは、もう既に時代にはなじんでいないと正直なところ思っております。市長の世代も恐らくそのような世代ではないのかなと、私は世代が近いので思っておるのですが、この同和行政の、教育というところも単なる看板の架け替えではなくて、終結に向けて市長のお考えがもしありましたらお聞かせをいただけますでしょうか。

●鈴木市長

人権の問題につきましてはですね、さまざまな視点から見ていく必要性があろうかと思います。例えば国内の歴史の状況や、世界でもさまざまな人権の問題があり、歴史が進むにつれて一つ一つ解決に結びついてきたかと思えます、ただ、国・県の動向もあろうかと思いますけれども、この伊勢市の地域におきまして人権が完全にですね、確立、この政策が確立しているかどうかということもやはり一度検証をしていかなければならないというふうに思っております。ただ、やはり歴史というのは、つむいでいく必要性もあろうかと思いますので、ただ単に時間が過ぎたから、人々が移動したからといって、その問題がなくなったことではないというふうに認識をしております。

○野崎委員

少し障がいを持った方の話になるのですが、有名な乙武さんという方がいらっしゃいます。彼が以前おっしゃっていた言葉なのですが、真に差別のない社会というのは、例えそれが障がい者であっても手がないことであれば、僕は手がないんだということを冗談にして言い合えるような社会、それを本当に気にしなくていい社会というのが、真に差別のない社会なんではないかと御自身がおっしゃっておりました。そういった形で差別・区別のない社会という本当の形はどういうものなのかといのをぜひ一度考えていただいて、一番ベストな選択肢をぜひ選んでいただきたいと思います。

(目 5 教育集会所費) 発言なし

《項 2 小学校費》(目 1 小学校管理費)

○中村委員

1 点だけ、今回の予算で、お願いと申しますか、空調関係の設備が小中学校に設置をされると。大変地域の方の長年の懸案事項が平成 24 年度の予算で計上されたということで、大変私は評価をしてお

るというぐあいに思います。

小学校4校、中学校2校というような予算計上をされておるわけではありますが、できれば、要望として、この暑い夏までに設置をいただくと、こんなことで決意をお願いしたいというふうに思います。

●中居教育総務課副参事

小中学校の空調につきましては、ずっと懸案事項になっておりましたので、今年度ですね、第1期の期間中に統廃合となる対象6校ということで予算計上をさせていただいております。

この学校につきましては事前に調査等に入りまして、議員仰せの夏までに事前に調査等に入りまして、議員仰せの夏までに、できるだけ早い時期に整備をさせていただきたいと思いますのでよろしくお願いします。

(目2 小学校教育振興費) 発言なし

《項3 中学校費》(目1 中学校管理費) 発言なし

(目2 中学校教育振興費) 発言なし

《項4 幼稚園費》 発言なし

《項5 社会教育費》(目1 社会教育総務費) 発言なし

(目2 公民館費) 発言なし

(目3 文化振興費)

○佐之井委員

文化振興費だと思うのですが、ちょっとお聞きをいたします。昨年9月定例会で旧御師丸岡宗大夫邸の保存再生に関する請願というのを、実は議会で請願を採択いたしております。それで私予算をずっと見ておるのですが、ちょっとどこへ入っておるのかわかりませんので、予算化はされていますか、ちょっとまずそれを。

●村田文化振興課長

今御紹介いただきました丸岡邸の保存再生に関する請願につきましては、24年度予算では予算計上をしておりません。

○佐之井委員

しておりません、ということですね。これ請願事項が土地の購入、建物の修復というのですか、整備ということで大変大きな問題になるのですが、単年度でどうということはなかなか難しいわけでございます。これ基本的にどう考えておられますか、この請願に対して。

●文化振興課長

請願の内容につきましていろいろと検討をさせていただいておる最中でございます。文化財的な価値についての判断もありますし、請願の中にあります、まちづくりに寄与するという部分もございますので、伊勢市のまちづくり、あるいは観光にとってどのような意義があるのかということについても、検討を要する事項と考えておりまして、いろんな検討を現在している最中でございます。

○佐之井委員

願意の方向で進むという解釈でよろしいですか、ちょっと上の人が答えてください。

●佐々木教育部長

旧御師丸岡邸の問題につきましては委員仰せのとおり 9 月議会で請願が出されまして、議会が採択をされまして私どものほうへ 10 月 18 日に議会のほうから教育委員会のほうへ請願が採択の通知をいただいたところでございます。

今申し上げましたように、文化財・まちづくり・観光、あるいはもしやるとすれば、その財源をどうするか、さまざまな観点がございますので、今関係各課のほうでさまざまな観点から検討をしておるところでございまして、まだ明確な方向性が出せていないというのが現状でございますので、今後、さらに検討を重ねて方向性が出されましたら、議会のほうからもいただいていることですので、議会へ御報告の上方向性を決めてまいりたいとこのように考えております。

○佐之井委員

そういうことで検討をしていただいておりますけれども、まだ何も進んでおらんという解釈ですか、検討、検討、検討とこういう段階ですか。やるということで検討をしておるのですか。

●教育部長

そこも含めて、申しわけございませんが検討中ということでございます。

○佐之井委員

これいっぺんにいきませんので、市長どうですか。これそういう方向という解釈で、くどいようですがよろしいですか。

●鈴木市長

この御師邸につきましては、先ほど担当からお話をさせていただきましたとおり、さまざまな調査の検討をさせていただいております。ただし何らかしらの実行の段階では、莫大な予算も必要になってくることは、私も現場を見に行きまして相当手を入れなければならない。手を入れるのであれば耐震性の問題等も含めて非常に大きな予算も必要になってこようかと思っておりますので、多角的に現在調査をさせていただいているところですので、市が積極的に存続させるかどうか、そこまで結論を出しておりません。

○佐之井委員

この項目でもあがっておるのですが、175 ページですか、全市博物館構想事業、これにもここは大いに関係すると思いますが、ここにまあいわゆる伊勢市がまるごと博物館ということで、まるごと博物館ネットワーク会議というのもありますね。それから庁内にもプロジェクトをつくっておるのですが、この辺との関係というのは、丸岡邸、ここと深く関係をしているという解釈でよろしいのでしょうか。この事業。

●文化振興課長

全市博物館構想の中でも丸岡邸の関わる部分というのはあると思います。現在におきましても山田のまちを訪ねるというコースの中には丸岡邸も入っているような状況ですが、丸岡邸自身の利活用について考えられる範囲ではございますが、今回の請願の中での再生の部分、公費で負担して購入する、あるいは公費で直していく部分については、そこまで踏み込んだ意見を博物館構想の中で出すことは難しいのではないのかなと考えております。

○佐之井委員

あのね、これせつかくですね、全市博物館構想事業ということでネットワーク会議を確か毎月ぐらいいやっているんじゃないですか、会議を。私はそういうように記憶をしているのですが、しかも庁内プロジェクトまでつくっているわけですから、こういうところで検討を・・・、検討、検討といってくれておる、教育委員会の、あんたところの課だけで検討しておってもいかんと思います。こういうところにも出してですね、本当の前向きな検討ですな、内部的な検討をしてもらうような形にしてみられないかんというふうに思うのです。このことだけ申し上げまして終わります。

(目 4 青少年対策費) 発言なし

(目 5 図書館費) 発言なし

(目 6 生涯学習費) 発言なし

(目 7 生涯学習センター費) 発言なし

(目 8 学習等供用施設費) 発言なし

(目 9 観光文化会館費) 発言なし

《項 6 保健体育費》(目 1 保健体育総務費) 発言なし

(目 2 学校保健費) 発言なし

(目 3 学校給食費) 発言なし

(目 4 体育振興費)

○福井委員

183 ページ、5 番の集客誘致大会開催事業ということで今あげられております。これは全国規模の大会を開催するということですが、具体的にどのようなスポーツ等のことを考えておるのか、その辺で固まっている部分がありましたら、ちょっと御説明をお願いします。

●生涯学習・スポーツ課長

それではお尋ねの件について回答をさせていただきます。

こちらの集客誘致大会開催事業につきましては、これまでも事業の実施をしておりますが、まずひとつめといたしましては、お伊勢さんマラソン大会でございます。二つ目といたしましては、全日本ソフトテニス大会、三つ目といたしましては、社会人野球大会、これは J A B A の大会で、伊勢大会ということです。あと、日本ジュニア体重別相撲選手権大会等の予定をして予算の計上をさせていただいておるところでございます。

○福井委員

せっかくこういういろんなスポーツを通じて全国からお客さんに来ていただくということですので、単なるスポーツだけにとどまらず、こういう機会を利用して、例えば観光の部門の部署とか、そういう部分の広報をするなり、いろんな関連の産業とか、そういう部分を広める絶好のチャンスだと思いますので、こういう機会を利用しながらそういう部分の取り組み等も、横の部署との関連を見ながら、協調しながらやっていきたいと思いますが、そういう部分での考えはございませんでしょうか。

●生涯学習・スポーツ課長

委員御指摘のとおり、スポーツ振興、スポーツを起爆剤とした大会の誘致とか賑わいの創出というのは、当然考えられるひとつの事業であるというふうに認識をしております。

そういうことの中で、当然観光の担当部局とか、関連するところと情報を共有しながら、また調整をさせていただきながら、こういう誘致等も進めていきたいというふうに考えておりましたので、御理解のほどよろしく願いをいたします。

○福井委員

前向きな御回答をいただきまして非常にありがたいことだと思っております。

こういう全国誘致のことで、インターネットとかでいろいろと調べてみますと、いろんな都市でこういう機会を捉えて、スポーツのみならず、観光とか、それから交流推進、いろんな情報発信とか、そういう部分についていろいろと取り組んでおる様子が伺えますので、ぜひとも伊勢市もそういう部分で、いい機会と捉えてやっていただきたいと思いますのでよろしくお願いします。

(目 5 体育施設費)

○福井委員

183 ページの 1 - (3) 倉田山公園野球場改修事業ということで、こちらのほうの事業概要書を見ますとメインスタンド、内外野スタンド等の改修等も入っております。

以前この野球場の改修の部分で私はお聞きしたいときに、内外野スタンドはあんまり触らないという現状の、土盛りのままでいくんだということをお聞きしておりましたが、今これの改修の状況を見ますと、観客席数を 850 席ふやすというふうなことも出ております。そういうことだと、ただ単に急斜面の土盛りにコンクリート階段をするだけのものですかね。その辺についてのやり方をちょっと教えてください。

●生涯学習・スポーツ課長

倉田山公園や球場の改修についての御質問でございます。

お話をいただきました内外野スタンドでございますが、内外野スタンドは現在お話がありましたらとおおり、草の斜面の状態になっております。そういうことから非常に応援・観覧がしづらい環境にあるということで、今回改修をさせていただく中で、こちらの内外野スタンドをコンクリート状の階段のスタンドといいますか、座れるような形、応援がしやすいような形に変更をかけていきたいというふうに考えておるところでございます。

○福井委員

以前のお答えとほとんど変わらないのですが、私が以前に、こういうふうな案もどうかということでお伺いしたときに、せっかくお金をかけて改修するのであれば、そういう部分、そのスペースを有効に使えないかということで、以前は防災品等の、そういう備蓄部分をそこへ持ってくる、そのスペースを備蓄倉庫として有効に利用したらどうかというというふうなことでお聞きしたことがございます。

今回、全面的ということではなくても、例えばここの倉田山公園自体が防災の部分の公園としての位置づけもございますので、スペース的に有効な利用ができるのであれば部分的でも結構ですので、そういう備蓄倉庫のスペースというようなことで、例えば土を、ある部分だけでも取り除いて中に備蓄ができるようにするとか、そういうことをしてはいかがかと思いますが、そういうことは今回難しいのでしょうか。

●教育部長

おっしゃるとおりですね、この野球場は倉田山公園で、防災公園の中にごございますので、防災のことも当然意識した中で、メインスタンドも含めて改築をしていきたい。そのために先に御報告を申し上げましたスコアボードについてもLEDのものを使用するというので、さまざまな防災の観点を入れながらですね、整備を進めてまいりたいとこのように考えております。

○福井委員

そのようなことで、倉田山公園全体の計画の中で、土地が広いということで、別にそういうところまで気にしなくていいというのであれば、問題ないのですが、やはり有効利用というようなことで、ちょっとそういうことも必要だなということであれば大いに積極的にそういうものを取り入れていただきたいなと思いますので、今後とも検討の中であれば、よろしくお願いします。

【款 12 災害復旧費】《項 1 農林水産業施設災害復旧費》（目 1 農地農業用施設災害復旧費） 発言なし

(目 2 農業用施設災害復旧費) 発言なし

(目 3 漁港災害復旧費) 発言なし

《項 2 公共土木施設災害復旧費》(目 1 道路橋梁災害復旧費) 発言なし

(目 2 河川災害復旧費) 発言なし

(目 3 都市施設災害復旧費) 発言なし

(目 4 公営住宅災害復旧費) 発言なし

《項 3 文教施設災害復旧費》(目 1 公立学校施設災害復旧費) 発言なし

(目 2 社会教育施設災害復旧費) 発言なし

(目 3 体育施設災害復旧費) 発言なし

(項 4 その他公共施設・公用施設災害復旧費) 発言なし

【款 13 公債費】《項 1 公債費》(目 1 元金) 発言なし

(目 2 利子) 発言なし

【款 14 諸支出金】《項 1 普通財産取得費》(目 1 土地取得費) 発言なし

(目 2 建物取得費) 発言なし

【款 15 予備費】 発言なし

◎長田委員長

ここで市長から発言の申し出がありますので許可いたします。
市長。

●鈴木市長

大変お忙しいところ恐れ入ります。

先般御議論いただきました労働費の中のやすらぎ公園プールのことにつきまして少しお時間を頂戴いたしましてお話をさせていただきたいと思います。

今回本会議、産業建設委員会、そして予算特別委員会の中でさまざまな御意見を頂戴いたしました。

本当に皆さまの御意見を頂戴いたしまして、子供たちの笑顔というのは、本当にこれはまちの財産なのだろうと痛感いたしました。

しかしながら今回プールの廃止条例を出させていただく中で、代替策というものを提案させていただきました。これまでやすらぎ公園プールの利用料について同額の値段で民間のプールさんにやっていただこうということで、その補助金額を、この予算の中に反映させていただいております。期限を当初平成24年の1年限りというふうにお話をさせていただいておりましたけれども、やはり子供たちのことを考えて、私の任期中24年度、25年度という形で進めさせていただけないかということで皆様に御報告をさせていただきたいと思います。ぜひとも御理解をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

◎長田委員長

ただいま、市長から申し出がありまして発言を聞いていただいたと思います。

代替案につきまして1年のところを2年、3年となっていくということで、その辺りが当初の方向と違った部分かなと思います。今の市長の御発言につきまして、委員の皆さま、御発言がありましたら許可したいと思いますので。

2年、任期中ということですね。

いかがですか。

よろしいですか。

御発言はございませんか。

◎長田委員長

はい、わかりました。御発言もないようですので、款15 予備費が終わりまして、以上で歳出を終わります。

続きまして歳入の御審査をいただきます。

説明員交代のため暫時休憩いたします。

(休憩 午後 1時48分)

(再開 午後 2時 1分)

◎長田委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

14 ページをお開きください。

歳入の審査に入りたいと思います。

歳入は項単位で御審査いただきたいと思います。

14 ページ、款1 市税、項1 市民税の御審査をいただきます。

御発言はございませんか。

【歳入】

【款1 市税】《項1 市民税》 発言なし

《項 2 固定資産税》 発言なし

《項 3 軽自動車税》 発言なし

《項 4 市たばこ税》 発言なし

《項 5 特別土地保有税》 発言なし

《項 6 入湯税》 発言なし

《項 7 都市計画税》 発言なし

【款 2 地方譲与税】 《項 1 地方揮発油譲与税》 発言なし

《項 2 自動車重量譲与税》 発言なし

《項 3 地方道路譲与税》 発言なし

【款 3 利子割交付金】 発言なし

【款 4 配当割交付金】 発言なし

【款 5 株式等譲渡所得割交付金】 発言なし

【款 6 地方消費税交付金】 発言なし

【款 7 ゴルフ場利用税交付金】 発言なし

【款 8 自動車取得税交付金】 発言なし

【款 9 国有提供施設等所在市町村助成交付金】

○佐之井委員

これは明野航空学校の基地交付金と理解しますが、対前年度比が 600 万円増でございますが、これ国のいいなりというか、それで来るわけですが、ちょっとその根拠だけ教えてください。

●岡課税課長

この根拠につきましては、国有提供施設等所在市町村助成交付金の中で、所有者に対して基本的に非課税扱いになっておりますので、税額に相当する部分の意味合いとして交付金として支出されるものでございます。

○佐之井委員

それは私わかっています。それは理解しています。これは明野の飛行場、いわゆる滑走路から全部ひっくるめた本来固定資産税としてとれる部分を国が使っておるからこの分だけ払うということは理解しております。600万円の予算計上をした根拠を教えてくださいということです。お願いします。

●課税課長

基本的に土地の台帳と申しますか、評価額が上がった、国のほうで示されておる台帳価格が上がったということで計上させていただいております。

○佐之井委員

結構なことです。国のほうの評価額を上げてもらったということで、600万円ふえるということは伊勢市にとっては結構なことなのですが、これですね、いろいろとふやしていただく対策を講じていると思うんですわ、要望なんかして。そこら辺の手続きというのですか、働きかけというのはされているのでしょうか。

●課税課長

例年、毎年1回要望を出させていただいております。例えばと都市計画税相当分を頂戴したいとかですね、5年ごとに価格の改定がございますけれども、それを固定資産税の評価と同様に3年ごとにしてくださいとかというようなこともございますけれども、いかんせん、なかなか明確な回答がいただけないということもございまして、一昨年ぐらいからは、要望したことに対して、できる、できないということも含めた回答もいただけませんかというような要望も含めていちおう積極的に働きかけをさせていただいております。ただしいかんせん相手さまのほうの予算等のこともあろうかと思えますけれども、そのような形の中で要望を出させていただいております。

【款 10 地方特例交付金】 発言なし

【款 11 地方交付税】 発言なし

【款 12 交通安全対策特別交付金】 発言なし

【款 13 分担金及び負担金】 発言なし

【款 14 使用料及び手数料】

○野崎委員

この使用料・手数料のところでは1点お聞かせいただきたいところがありますのでよろしくお願いします。

この使用料・手数料の中の2番、庁舎使用料のところではちょっと教えていただきたいのですが、この中に本庁者の使用料・手数料が入っていると思いますが、本庁の分の内訳を教えてくださいませんか。

●水谷管財契約課長

本庁者使用料のうち、ここに含まれておりますのは、百五銀行出張所分が73万2千円、現金自動支払機分が約9万2千円、職員組合の事務所分が約16万7千円、そしてモニター広告料として14万7千円です。

○野崎委員

いずれも2年前に聞かせてもらった数字よりも少し金額には下がっているのですが、算定方法なんかが変わったから下がったのでしょうか。

●管財契約課長

以前から算定方式は変わっておりません。

○野崎委員

それでは算定方式に基づいて、それぞれの使用の金額が下がっているというような理解でよかったですかなと思うのですが、ちょっとこれ2年前の予算委員会でも百五銀行とそれから職員組合の使用料がなぜ違うのかということで質疑をさせていただいたのですが、百五銀行と職員組合ですね、そもそも算定の方法が違っていると。職員組合は公営企業法、例えば水道事業とかのあいつのものと同じ算出方法を使っているというような話を聞いたのですが、当然ながら職員組合については公営企業ではないかと思います。1団体である職員組合に公営企業法による算出方法と同じような計算式を使っているのはなぜなのか教えていただければよろしいでしょうか。

●管財契約課長

職員組合につきましては労働組合法の規定により使用をしてもらっているものでございます。職員の福利厚生の一部を担っているというところでありまして、そういうようなことから営利を追求している企業ではないというところで公営企業による算定方法を準拠して使わせてもらっているというところでございます。

○野崎委員

営利・非営利というのは十分に理解をいたしておりますが、百五銀行に関して言えば、対象は市民、13万市民のすべてが対象ではありますが、職員組合は当然ながらといいますか、対象は千人少々の職員さんに限られてくると思います。そういった意味でどちらがより広い窓口になっているかというのが少し一考の余地があるのではないかと私は思います。

そんな中ですね、2年前、同じようにこの算出の方法を聞かせていただいたときに、そのときはちょっと私も勉強不足でしたのですが、労使協議という言葉が出てきたかと思います。平成20年のそのときの御答弁を読み上げますと「平成20年度の労使協議の結果を尊重してこのような値段に決まっている」というような形で御答弁があったかと思いますが、そもそも労使協議の中に、管理運営事項に含まれるものというのは、協議内容の中には含むことができなかったのではないかと私は記憶をしておるのですが、これはその管理運営事項から除外される事項ということなのか。それともその労使協議という、この表現が間違っていたのか、ちょっと御見解をお聞かせいただけますでしょうか。

●藤本総務部長

2年前の答弁の労使協議の使い方でございますけれども、この組合が庁舎の一部を使っておりますのは、行政財産の目的外使用ということで申請に基づく許可ということになっております。その使用料については、当然のことながら、労使協議ではなくて貸す側の、私どものほうで決定をさせていただくというのを基本としております。

ここで申し上げております労使協議というのは、その際に先ほどの管財課長のほうから少し触れましたのですが、営利ではなくて、職員の福利厚生的一端も担っていただいているというようなことを組合との話し合いの中で確認をさせていただいたと、そういう意味合いで協議という表現を使わせていただいたというものでございます。

○野崎委員

つまり労使協議ではなくて、建屋に関するどちらかといえば契約に近いような形での協議ということで、賃借に関する契約、使用に関する契約という形でよかったんですよね、恐らく。

●総務部長

すいません、申請に基づく許可という行政処分でございますので、双方が同じ立場の契約というものではございませんので、その点だけ御理解をお願いします。

○野崎委員

少し視点を変えてお話をさせてもらいたいと思うのですが、前回、話をさせていただいたときにも無償部分に関する話がありました。これは、労働組合法に基づく無償部分の貸与で前回のときの資料を元にしますと、74平米を最小の広さとして提供して、これを超える15.52平米を有償として貸しているという話でしたが、この中には水道・光熱費というのが確か含まれていたかなと思います。今現在の年間16万円の中ですね、この無償部分に関しては水道・光熱費というのは計算に含まれておるのでしょうか。

●管財契約課長

水道、電気、ガスにつきましては面積按分で使用料をいただいております。ただしこの無償部分に関しましては、その計算から除外させてもらっています。

○野崎委員

事務所スペースを無償で貸すというところは、労働組合法の規定に基づきというのは、理解もできるところもあるかなと思うのですが、水道・電気・光熱費に関しても除外をしているというのは、なかなか理解をしがたいのではないかなと思います。

先ほど金額を月計算で割ってみますと1万4千円弱になるのかなと思うのですが、1万4千円というのが電気代と同等ではないかなと思います。一般の電気代よりは少し高いですが、毎日使っている事務所、コピー機もあっていろんなもの、施設がおいてあるという話であれば、これはただ電気代だけをもたらしているのかなという、私はイメージですが、そういったことでたびたびこの労使関係において便宜供与にあたるのではないかと、あんまりにも組合のおいている部屋の値段が安いというのは、その辺りはどうなのかという見解がありますが、その辺り御見解がもしありましたら聞かせていただけますでしょうか。

●管財契約課長

便宜供与の部分といたしましては、組合に対して事務所を貸与する法的義務はありません。ただ労働組合法の第2条及び第7条によりまして最小限の広さは提供できるということから貸しているものであります。

○野崎委員

今おっしゃっていただいたように基本的にはただで貸すこと、無償貸与ができるというような規定だと思いますが、便宜供与にその無償貸与の部分が当たらないというような話がありましたけれども、水道・光熱の部分をはくところに関しては、私は便宜供与にあたるのではないかなと思っております。その中で、先ほどできるというような話があったのですが、これに関しては減免というような扱いなのでしょうか。それとも特に根拠なくできるという話なのでしょうか。

●管財契約課長

減免というのがちょっとよくわからないのですが、使用料に関しましては減免ではなくて、一般の企業さんと、算定方式が違うということでございます。

○野崎委員

すいません、無償貸与の部分が無償で貸していることに対する根拠というのは、使用料が発生しているところから減免をするという形なのか、それとも元々使用料が何かしらの形で絶対にかからないというような、例えば書面上の何かがあるとかそんな話、どちらかというのをちょっとお聞かせいただきたいのですが。

●管財契約課長

使用料に関しましては無償ということでございます。電気代等に関しましては減免という形をとらせてもらっています。

○野崎委員

それでは減免の申請がもう既に出ているということでよかったですか。

●総務部長

減免の申請書については、今手元に私詳しい資料を持っておりませんが、ないものというふうに思っております。その点につきましては、事務的に問題があれば改善をしていきたいと思います。

○野崎委員

伊勢市に限らずですが、全国的にいろんな形で問題になっておりますが、私、先日組合事務所にこの件で少しちょっとお話も聞かせていただきに行ってきたのですが、どうしても組合活動の中に、例えば政党活動であるとかそういったものが含まれるというような批判も正直なところあります。それでその無償部分に関しても、なぜ無償なのか市民には非常にわかりにくい部分もあります。無償の部分に関しては、正直なところできるという規定ですので、私の考え方からすればですが、その辺はクリーンにしてしまって、払うものは払う、無償の部分は何で無償なのかというのが、しっかりとわかるような形で、もっと先ほどの電気代なんかもそうですが、減免にする理由が僕からすればわかりませんので、電気は使うものですので、その辺りクリーンにしてしまって、お金を払うものは、払ってしまったら楽になるんじゃないかなと私個人としては思っております。お金さえ払っておけば文句は言われないという側面も正直に言えばあると思います。

あともう1点、ちょっと市長にお伺いしたいのですが、2年前僕がこの同じ質問をさせていただいたときに、市長は労使関係が変わりましたので、1からまた一つ一つ見直しをするところはしていきたいというような御答弁をいただいたのですが、その後、この部分に関してだけではなくても、範疇を越えない範囲で、もし見直しをされたところがありましたら、お聞かせいただけますでしょうか。

●総務部長

この部分につきましても、使用料のことにに関して、市長のほうから体制が新しくなったことで、その辺組合と協議をしていきたいというような御答弁を申し上げたかと思います。それを受けまして、私どものほうで、組合と月1回ぐらい協議をもっておりますけれども、その中で協議をさせていただきました。検討した結果は現在のような使用料になっていると御理解いただきたいと思います。

○野崎委員

わかりました。とりあえず2年前と比べて特に何も問題がなかったということで、よろしかったですね。以上で結構です。

【款 15 国庫支出金】 発言なし

【款 16 県支出金】 発言なし

【款 17 財産収入】 発言なし

【款 18 寄附金】 発言なし

【款 19 繰入金】 発言なし

【款 20 繰越金】 発言なし

【款 21 諸収入】 款一括 発言なし

【款 22 市債】 発言なし

【第 1 条 歳入歳出予算】 発言なし

【第 2 条 継続費】 発言なし

【第 3 条 繰越明許費】 発言なし

【第 4 条 債務負担行為】 発言なし

【第 5 条 地方債】 発言なし

【第 6 条 一時借入金】 発言なし

【第 7 条 歳出予算の流用】 発言なし

◎長田委員長

以上で議案第 2 号の審査を終わります。

暫時休憩いたします。

(休憩 午後 2 時 2 8 分)

(再開 午後 2 時 2 9 分)

◎長田委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

議会改革特別委員会から、今回の予算特別委員会より議員間討議をやることによって議会機能を強化するということで御報告もありました。

それでただいまから一般会計の部分について自由討議をさせていただきます。

自由討議のルールとしましては自由な討議をしてくださいということ。

それと意見を出し合える雰囲気をお願いしますということと休憩中に行わないということで、御報告をいただいたところでございます。

テーマとしましては皆さん方から集中的に質問のあった部分ということで、「地区みらい会議」の部分ともうひとつは「やすらぎプールの解体費用」の部分ということでこの 2 つのテーマに沿って議員間討議を進めたいと言うふうに思います。

それではまず最初に「地区みらい会議」の部分について自由討議をしたいと思います。

御発言はありませんか。

いかがですか、よろしいですか。

◎長田委員長

御発言もないようですので、次のテーマということで「やすらぎプールの解体費」の部分について自由討議に入りたいと思います。

御発言はございませんでしょうか。

暫時休憩いたします。

(休憩 午後 2時32分)

(再開 午後 2時35分)

◎長田委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

自由討議を続けます。やすらぎプールの解体についてということで、その話題で皆さんに聞いておりますけれども、何か御発言がありましたらお願いいたします。

福井委員。

○福井委員

やすらぎ公園プールについては、委員会の中で多くの方から意見がありました。

で、先ほど市長から代替案のことで報告がありました。その代替案についてですが、市長は自分の任期中に限り、ということは2年間ということだと思いますが、その代替案—民間のプール千の杜をやすらぎ公園と同じ利用料金で行う、そういう部分についての補助ということなんですが、市長の任期中ということ自体が非常に不確定な要素を含んでいると思います。

それが任期中ということは、単なる2年間だけなのか、それとももし何か不測の事態が発生した場合はその時点で終わるのか、そういうことも考えなくちゃいかんわけです。例えば、新たな選挙で市長が当選されて、また任期が継続される場合、そのときまでやるのかとか、そういうものが非常に不確かです。

代替案をやるというのなら、やはり条例でそういう部分をうたうとか、そういうことも必要なんじゃないかと思います。でないと、単なる口約束ということになるかと思うので、そういう部分についてどうも不確かです。ちょっと納得しかねるということと、それからやすらぎ公園プール自体が、来年はやるかもしれませんが、その先はやらないかもしれない。そういうときは、もうそこで終わりということになりかねない。

その場合、例えば小学校のプールをこういうような案で代替の部分補助するとか、そういうものも必要じゃないかなと思います。そういう部分もちゃんと整備してからでないと、今回のプールをどうするかということについて突っ込んで論議ができないんじゃないかと思うので、今の状態ではどうも中途半端じゃないかなと私は思います。

○佐之井委員

福井委員からの提案ですが、条例でというのはちょっといかがかなという気がするんですわ、制度的にね。私はそう思います。

ただ、来年のことは予算でというわけにはいきませんので、ひとつ代替案というのはあくまで解体、撤収した案という、まあセットというんですか、そう理解をしていますんで、ここまで質疑が終わったわけですが、あとは討論ですが、一般会計の中で議会としてどの辺でどう取り扱うかということを決めていかなきゃならんのかなと思っています。

○中川委員

市長の再提案に対しては、当初申し上げたとおり、やすらぎのプールは存続の立場で今、考慮していますんで、何ら考え方に変化はありません。

すべてのもんを破ると、何か先々を見てもいろんな施設があるわけじゃないですか、全部壊さないかんようなどとも見受けられるんで、どこでブレーキをかけていいんかというのが行政側にあんのかどうか、その辺も疑問ですし、もう少し老体にむち打てば何か約に立つようにも思いますし、周囲の内容も5千万もかけやんでも、本当に真剣に考えればいいんじゃないかなと。いろんなところで公共施設に対して、利益はなかなか生みにくい状態なのは条件的にわかっているわけですから市民の憩いの場を、この地方本当にありませんもんね。それが段々ローソクの火が消えていくような元気がないというのが全く残念やし、市長の思いも何で変わっちゃたんかなと。少しでも残したいなという気持ちがあったと思うんですが、その辺の変化をもう少し聞きたい部分もあるし、基本的には私はこの問題については一切、前回述べたのと変わっていません。

○工村委員

私も、どちらかと言えば存続を望む考えです。

市長が代わって、市長の政治的決断があったということ、それに伴って議会も苦渋の選択で賛成という形で現在まできています。まあ、この場でブレるというといけません、市長の動きがあったということ、また議会としてもそこで苦渋の選択をしたということで、そのまま貫いていきたいと私は個人的に思っています。

もう1つ、市民に直接サービスのできるプール、例えば今回倉田山野球場の改築においても、昨年と今年で1億4,300万、これほとんど市債と一財ということですし、テニスコートも改修されました。サッカー場もできます。そういう中で一番市民が使うこのプール施設を残していきたいと私は考えています。

○杉村委員

私は、やすらぎプールについての赤字云々は、行政がやっていくときには問題にしなくてもいいと思います。しかし、一番懸念しているのは、この施設が、非常に年数がたっているという点から考えると、完全な形で市民に提供しなければならない行政の施設が老朽化してきているというようなことが1点と、そして大勢の人が使用する中で、安全面と衛生面で非常に懸念されるところがありますから、継続していくについては補修費とか、そういうのが全面的に表に出てきていない状況の中で、非常に賛成しにくい部分があります。

また、耐用年数がプールに関してはないというような意見もありましたが、建屋の改修も必要かと

いうことで、まずは計画に沿って実行されたらどうかと思っています。

そして、周囲には水泳力を養う施設はかなりあります。しかし、幼児向けの流水プールなんかは不足していますから、今後の課題としてまた検討していただきたいと思います。

○宿委員

19 年当時、公の施設の統廃合に係る基準というのが設けられて、そのガイドラインの位置づけがされた。そのときの書面も持って来たんですが、18 年 6 月に策定された行財政改革ということの大綱の中で、21 年度から 4 年間でいろいろと見直していこうと。

で、今までも感じていたのが、行政でいろんな市民サービスをやっている中で、市民サービスと財源不足の中から、なかなか投資と効果ということを見たときに、非常に苦しい面があるということは、行政の職員の皆さんから課題として聞いていたわけです。

そういった流れの中で、行政側から公共施設の見直しをやっていききたいと。それには、やはり利用率やら維持管理費やら、何か見直しの 6 項目というのがありました。当然、それは 30 年たって老朽化というような面であったり、そういうこともこの 6 項目に皆該当してくるという考え方の中で、このガイドラインに沿って廃止するということでした。ですので、鈴木市長に代わってから、続けると言われたときに、実は私は反対しました。

施設を続けるよりも、他利用一小学校とか B G 等がありますから、先ほど言った幼児の面についてはいろいろ課題もあるでしょうが、既存の施設で十分賄えるのではないかなと。

この施設の立地の状況から見ても、全市に対しての対応がなかなか難しいという状況も前回に言われておるわけですし、小中学校のプールについての利用率を上げれば対応できるのではないかと思います。

そういったことから、施設の見直しについて、ガイドラインに沿って第 1 期というのか、1 つ目の案として廃止していく方向に賛成したわけです。

今回、ガイドラインに沿った考え方の中で、これがまた継続していくということになると、一体この公共施設の統廃合に係る基準というのをどういったときに、基準に合わせて施設を見ていくのかということが非常に難しくなってしまうのではないかなと。

我々も議会人ですから、市民のサービスが低下していくことは懸念しています。何らかで、市の負担も軽減したいし、サービスも維持したいというものの、30 何年もたってきて、当時のことを振り返ると、その当時も非常に修繕費等がかかるということで、その当時 5 千数百万の話があったと思います。そんな状況の中で維持的なことをもう一度考えてはどうかということで、その当時、廃止することに賛成をしたということがありますので、その当時の状況を 2 年間、鈴木市長が確認して、それでも今の状況で解体をして代替案を出されたということについて、私は賛成したいなと思っています。

○佐之井委員

私は、予算審議の中でいろいろ述べたもので、また繰り返しても時間的にいけませんので、ちょっと、私も存続を是非して欲しいというほうの考え方ですんで、これね、小学校や中学校のプール、やすらぎ公園の老朽化とおっしゃいますけれど、有緝小学校なんかは昭和 41 年につくったんですよ。今一色は 48 年、明野小学校は 54 年、まあこのときは F R P になっとるんですね。そういうことからしていくと、ここらへんはまだ使っとるじゃないですか。

だから、「老朽化、老朽化」というのはね、ちょっとどうかなという気がするんです。で、この前も質疑で明らかにしましたように、耐用年数というのは構造物にはありませんし、いわゆる地震に対する地盤の問題も、まあ強いということが出ていますし、まあ、3千何百万かけて破ったんやったら、今の時代、市民プールのない伊勢市として、それを少々金かけてでも存続してくということじゃないと、ちょっといかんのと違いますか。

これ、学校を見てみても、もっと古いですよ、やすらぎより。こんなんは、ええんですかね？そういう気がいたします。

○中山委員

もうやめとこうと思ったけれども、一言言わんといかんことになっていたんで、一言言わせてもらいましょ。

まさしく今、佐之井委員が言われたように、「老朽化、老朽化」ということも、どんな施設でも老朽化するでしょう。しない施設なんてのがありますか、聞きますけども。ないでしょう。年数がたてば老朽化していくのが当たり前ですよ、施設というのは。プールだけやない、何でもそうでしょう。普通の一般の体育館なんかでもそうでしょうがみんな。

そしたら、老朽化してきたら、やっぱりそれは壊してしまっって新しいものに建て替えるのか、それを補強するのか、補強しながら、よりいいものを再生して使って利用していくと。これが老朽化に対する対策じゃないですか。破ってしもて新しいものをつくるのか、それを補強すんのか。

年数が来たからって、今の話やけど、我々かて年来たらもういかんのやで、あんたら3人くらい早う逝くんやでさ、もうあちらへ行かないかんのやで、これも老朽化しとんのやねえかな。これ今の話やけども、これだけは、この老朽化は今の話やけども、補強でけへんのやでこれは。ほかの施設はできるということや。すまんって、おれも同じやで、そらしょうねえと思うけども。

まあ、そういうことから老朽化云々というようなことは全くアレ。それと、先ほど佐之井委員が言われたけども、それはほかの小学校のプール、あなた方ね、ここらへんも見落とすと。小中学校のプールを使えと。それは使うことは可能ですよ。しかしながら、小学校中学校のプールを使っても、きちっとしたやっぱり、市民が使う限りにおいては、安全対策をしなきゃならんでしょう。「あんたら来いや」って、「自由に泳ぎなさいよ」って、それで済みますか。きちっとした監視員も置かなきゃならんでしょう、それやったら。

それに対する経費も要ってくるやないですか、これ。各学校区の学校のプールを使ってみなさいな、どんだけそういうような人件費、監視員の金がかかりますかということや、これは。ただ単に、ここに小学校中学校のプールがあるから使いなさいはいかんということなんですよ、これ。

そういうようなことから私は考えていかんとね、先ほど佐之井委員が言われたけども。これは私が言った、3,500万今回壊すことに金をかけるんだったら、あと1千万かけたら4,500万やったら、もっと安うで今の話3,500万で改修できるかわかりませんよこれ、今の話やないけどもこのプールが。再生できるかわからん。そしたら、再生して本当でない伊勢市の市民プールとして改修をして再生させて市民に提供していくと。我々が考えんのは、そのことじゃないですか、議員として、うん、私はそう思う。

それとね、やっぱり先ほども言ったけどもね、これは、私がかねがね言っているんですけども、政治の世界というものは、やっぱりそのときの政権がいろいろなことをやる。行政のね、市長、行政の

継続性というのは尊重しなきゃならん、これは、ずっとね。しかしながら、自分の主要な政策、施策というものについては、やっぱり自分なりのやっぱりそういうものをやっぱり、私はそのときどきの政権がつくり出してくというのは当たり前のことなんですよ、これは。だから、公の施設の見直しを平成 18 年にやりましたよというのは、それはそのときの政権が今も言うように、そこに居る副市長かな、が中心になって行財政改革というのをやったん。それは、その視点から考えて指示があってやっただけのことであって、これは政権が代わって自分がこうしてきたいと思えば、これはやっぱり、そのときのやっぱり政権のやっぱり、いわゆるリーダーが、指導者がどうしてくかということはね、これは、その限りにおいては絶対的に拘束されるものではないと私は思う。

だから、一貫性のある、いいものはやっぱり、継続してかなきゃならんというものは今の話や、尊重して、政権が代わろうとやっぱりずっと継承していくということは原則だと思うんですよ。

そやけどもね、私はやっぱりずっと眺めておる中でね、やっぱりそのこの間の本会議でも条例案でも質問をやったけれども、伊勢市のやっぱりそういうような行財政改革をその当時進めていった、まだそういうような間違った行政改革を推進してくっていう感じが強い、これは。だから、そういうようなことも併せて、やはりそういう、先ほど言われたような老朽化とか、小中学校のプール、でそういうような行財政改革、それは今の話やないけども、見直しだからこうだというようなことには、私はやっぱり該当しないし、やっぱり今の話やないけども 3,500 万で、これは昨日も申し上げたけども、そしたら、破ったあと何か跡地利用が計画されとってね、これは。やけど何にもその計画すらない。3,500 万かけて破ってしまうと。あと何するんだというようなことを昨日も申し上げたけども、あそこはプールの立地というのはもう最高にいいと。強い岩盤で、どんな地震があってもやっぱり亀裂が生じたりつぶれたりすることがないということは、工事関係者が全部異口同音にやっぱり言っているんですよ、それは。だから、そんないいところでね、やっぱりそういうプールを、これは今の話やないけど、よそへ造っても、いつ地震で壊れてしまうかわからんですよ、新しいものが。そしたら、そんなようなことが保証されとるところのプールをなぜ再生できないのかということですから、先ほど佐之井委員が言われましたように、私もこの問題については絶対的に、これは本会議でも言ったけども、体を張ってでも守るよと言いましたけども、やっぱりこれは存続をやっぱりさせてくということになれば、私はやっぱり市民に対する責任ある行政の運営にはならないと、こういうように思います。

○中村委員

委員会でもいろいろ議論いたしました。特に私は、この公の施設の統廃合にかかる基準、つまり施設の見直しガイドラインが平成 19 年 12 月に出されていますが、これを基準にして見直しを行ったというようなことが答弁でも出とるわけですが、私はやっぱり、その中で申し上げたように、非常にこのガイドラインについてはあいまいだと。やっぱりきちっとしたものを当然出していかなければ、今回の見直しについては、私は、その対象にならんというぐあいに発言もしたわけであります。

今、300 くらいの成果があるみたいですけども、そういうような見直しも含めてどうもやられておるわけですけども、施設の廃止というような行革の中の施設の廃止という中で、老朽化した施設や市民がほとんど利用しない施設については施設の必要性自体を再確認し、必要性が薄い場合は廃止をしていくということなんですけれども、あれだけの市民が使っているということになれば、1 万 4 千名の方が使っているわけです。だから、どうしてもやっぱりあの施設は私自身も残していきたい。こんな思いですので、一応意見ということで述べさせていただきます。

○中川委員

他のプールを使用せえというのは、千の杜のプールと近辺では度会プールを指しと思うんですけども、実は私、孫を連れて去年、行ったんですけども。度会、結構大きな人気あるプールで、25メートルプールとスライダーと流水プールがあります。

浸かって、周り体が触れるんですよ。で、さらにそういう利用度が多くなりますと、さらにそこへ人が加わると、ちょっと使用しづらい問題が出てくると思うんですけども、それはどういうふう感じ取っているのか、ちょっと知りたいですね。

ちょっと、そんな問題があるので、皆さんどう思うか思っておられるのかね。ほかのを使用せえと言うけども、どんなように思っとなのかね。私は、やっぱり畳1枚は1人欲しいと思うんですよ。それからいくと何百人の人が行くわけですよ。そうなりますと、ちょっと非常に相手側も困る話やし、度会、勝手に使うてくれと。まあ、拒否はせんと思うんです、町内、町外で金額が違いますから。

そやけど、使用するに当たってはいささか、はあ。勝手に他の使用ということにはならんのかないんですかね。

◎長田委員長

なるほどね、他の類似施設があるやねえかと言うけど、まあ非常に過密やと、現在でもということですか。

○吉井委員

私は、存続かどうかということをご意見をここで表明するのは控えたいと思うんですが、迷っているということをご表明します。

プールの老朽化、まあ人間の老朽化に関しては、介護予防をしっかりとがんばっていただきたいと思っています。

で、今の畳1畳分くらいは要るってご意見ですが、やはりそういうことを考えると、市民プールというものの位置づけをどうするのかという、そもそものところからもう一度考えていかなければならないと思います。あと、私は今回の委員会で施設の白書を出されるというところで質問したんですが、それは先ほど来言われているガイドラインというものがあつたということをお聞きして、でありながら今、白書を出されるということに違和感を覚えまして、そもそも行財政改革と言われたとききの、その議論がどういうものであつたのかとか、そういう元々の議論からもう一度考え直して、それで市長の言われた24年、25年の任期中というお話も、何か責任があるのかないのか、ちょっとわからないという感想を持ちましたが、久しぶりに市長から「子どもたちの笑顔」という言葉を聞いて、市長の本心がどこにあるのかなということも含めて、非常に迷っていますので、しっかりと、もう日も余りありませんが、ちょっと考えていきたいなと思っていますので、皆さんに市民プールの位置づけというものをどのように考えていったらいいのかということ、ぜひ教えてほしいと思うので、お願いします。

◎長田委員長

今の話の中で、市民プールの位置づけということで、何かご発言がありましたら。まあ、それ以外

でも結構ですけど。

○世古委員

私は、市民プールについては、あればあったほうがいいと思いますし、今回の話、いろいろ皆さんの意見を聞いて、いろいろいいなと思うところもありますが、やすらぎの問題については、何か、もう使わんからすぐ破ったれという感じが強くって、ただ公共の施設でいろんな議論がされとって、公共の施設は収支だけでなくトータル的に見やないかんから、ガイドラインもあいまいな形になってくんやと思うんですけど。

何かこれ、今あると問題があるから、これを撤去したれって、ちょっと短絡的な感じがします。もう少し、市民プールとかいろんな使い方もあるし、こんだけの金をかけるんやったら、もっと議論をして、ほかの形にもってこやというのも、僕はそうかなと思うところもあります。

意見としてまとまってない話で申し訳ないですけど、短絡的な考えに偏っていくんがあると、やすらぎがこうなってくると、違うことに対しても何か影響が出るんと違うかなと危惧をします。

○野崎委員

市民プールについての考え方ということで、まあちょっと視点が、どういう視点を持つべきかなということで少し話をしようと思うんですが、まずこのやすらぎプールの話を考えるときに、施設としての赤字額は正直なところ僕からすれば、ちょっと言葉は失礼ですが、しれていると思います。他の施設に比べても、よほどの赤字額があるというようには私は理解していません。佐之井委員の質疑にもありましたが、市民一人当たりの経費というのも正直しれているかなと思っています。

で、代替案でB&Gだとか、ほかの小学校のような話がありますが、基本的に私の考えからすれば、川だとか競泳用のプールというのは泳げる人のために造ってあるものが多いです。で、レーンの幅なんかを見てもいろんなことをしてみても泳げる人を前提に造ってあるプールというのも数多くあります。その中で、市民プールというのは、じゃあ一体何のためにあるのかっていうことを考えたときに、泳げない人、泳ぐのが苦手な人のために、どうやって造っていくかというような形を前提に置かなきゃいけないのかなと思っています。それが例えば福祉目的だったり、幼児のためにどうするかというような話であると思います。

先ほど、中川委員から「鏡」という施設は大変込んでいるという話もありましたが、そのとおりの状況です。私も以前、泳ぎに行ったことがあるんですが、余りにもこんでいたので、めんどくさくて川で泳ぎました。そういった状況もあるくらい、あの施設はこんでいます。で、昨日も言ったんですが、千の杜に関しても財務状況等は把握していないということで、まあ私が心配する事じゃないんですが、代替措置に関しても何年間まで、一体行政として市民プールがなくなって、その先の責任を持つのかどうかというのが、今の時点では大変不明確。で、元々市長は、プールを本来市民の笑顔を守るために残してあげたかったという派だと僕は思っていますので、その中でこの赤字額というのはそこまで大きなものじゃない、なおかつ市民の笑顔が見たかった、それで何のためのプールなのか、競泳用のプールはほかにいくらでもある。で、代替措置に関しても、いつまでもつかというのは、正直今の時点では把握していない、この状況では正直なところ、廃止するという大きな一歩を踏み出す根拠というのが大変薄いのではないかなと思っています。

で、あのプールに関しては市民プール、福祉のためのプールという側面をかなり強く持っているん

じゃないかなと思いますので、ここにいらっしゃる方は運動が得意な方が多いのかもしれませんが、泳げない人のためのプールだというような認識を持ったほうがいいのではないかなと思っています。

○上田委員

私としては、やっぱり合併して本当に喜びを感じました。というのは、伊勢市は今まで公の体育館が市としての体育館がありませんでした。で、どうしてないのか聞くと、県の体育館があるから必要がなかったと。しかし、県の体育館は非常に使い勝手が悪かったと。そこに、合併して小俣町の体育館が市の体育館になりました。非常に伊勢市としての体育館がうれしい形になりました。そういう形で公の施設は1つの市として、1つのものを持つという名前は汚さないようにしていきたいということで、私は存続をして、もう少しいろんな形で進める形ができるんじゃないかと考えています。

◎長田委員長

他にありませんか。

今いろいろご意見をいただきまして、やすらぎプールの存続あるいは解体ということで議論いただきました。

一応、テーマの地区みらい会議、そして今のやすらぎプールの存続、解体についてということでしたが、他のテーマで発言がありましたらどうぞ。

○佐之井委員

今回、市場の増資ということで、経営の安定ということで予算が計上されていましたんで、これはこれでええのではないかなと賛成の立場です。まあ、ベストというよりベターな選択ではないかと。

で、私は、前のこと、ちょっとよう言うんですが、これはこういうことを踏まえた上で、株式会社ですから取締役会ですか、検討もしていただきたいと思うんですが、今の予算が認められて出資すると、大体公共セクターで54.26%くらいなんですかな。で、あと民間セクターが45.74。民間のほうは青果と魚類ということになるわけで、まあ公共が半分以上という出資数になるわけですので、やっぱり市としてどうやっていくかというイニシアティブをとって行ってほしいなと思います。

そういう背景ですが、振り返ってみると、旧伊勢市は57年に確かこれできとると思うんですが、法人化。それから平成9年度まで経営が安定ということで、実は補助金として出しておったんです、1,800万。ところが、補助金として出していましたけど市場に対して、ところが損益計算書上、補助金は収入になりますから、課税の問題が出てくるわけですね。

率直に言って、せっかく助けた補助金が税金でとられるという形になっと思ったんです。だから、平成9年度までは旧伊勢市は補助金ということで経営安定の補助をしていったと。で、その後、今言うた理由で、税金でもってかれるという言い方がよくないかどうか知りませんが、損益計算上、収入で上がるもんで課税ということになってきまして、何のために助成をしとるんかいなというジレンマがありました。

で、10年度から確か貸付金ですかね、会社で言うと借入金ですね。それになったと思うんです。したがって、前年度末の借り入れが約8億2,800万円弱、で、これで、この中で長期借入が4億ということで、これを何とかせんと会社としてはやっていけないということで、今回増資をするということですから、これはこれでいいと思います。

それで、今言ったような過去の平成9年度まで伊勢市が経営安定のために補助金で出しとった。それを課税の問題いろいろあったんで、借入金、今は借入金というのが定着していまして、平成40年度の末には最終2億1,600万円返してもらうんやという経理上の操作になっとるんですが、これはこれとして、私はそういう補助金で出しとった、旧伊勢市が非常に関わってきたということを頭の中に置いていろいろ今後のことも考えていただきたい。このことをぜひ、申し上げたいと思います。

◎長田委員長

他にございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎長田委員長

発言もないようですので、以上で自由討議を終わりたいと思います。

今回議会改革ということで、初めてこの特別委員会で、自由討議をさせていただきました。

皆さん活発な意見ありがとうございました。

それでは暫時休憩いたします。

(休憩 午後3時14分)

(再開 午後3時14分)

◎長田委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。本日はこの程度で散会し、14日午前10時から、継続会議を開き、議案第3号から審査を続行したいと思いますが、御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎長田委員長

御異議なしと認めます。

それでは本日はこの程度で散会し、14日午前10時から継続会議を開き、「議案第3号平成24年度伊勢市国民健康保険特別会計予算」から、審査を続行することに決定いたしました。

なお、本日御出席の皆様には、開議通知を差し上げませんから御了承ください。それではこれをもって散会いたします、ありがとうございました、

(散会 午後3時15分)

上記署名する

平成24年 3月13日

委 員 長

委 員

委 員